

平成18年12月27日判決言渡 同日判決原本領収 裁判所書記官 津野 睦子

平成14年(ワ)第22416号 謝罪広告等請求事件

口頭弁論終結日 平成18年11月29日

判 決

長野県佐久市大字野沢220番地21

原 告 大 草 一 男

東京都杉並区西荻北5の4の3

原 告 妙 親 講

同 代 表 者 講 壇 大 草 一 男

原告ら訴訟代理人弁護士 大 島 真 人

小 川 原 優 之

埼玉県

被 告 渡 邊 茂 夫

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 宮 本 正 行

東京都新宿区本塩町11番地1

被 告 株 式 会 社 第 三 文 明 社

同 代 表 者 代 表 取 締 役 松 岡 祐 吉

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 松 村 光 晃

築 地 伸 之

中 村 秀 一

田 中 秀 浩

東京都



被 告
同訴訟代理人弁護士

Y

佐々木 弘 道
福 島 啓 充
井 田 吉 則
豊 浜 由 行
岩 田 泰 一

東京都新宿区信濃町3番地

被 告
同代表者代表役員
同訴訟代理人弁護士

創 価 学 会
森 田 一 哉
新 堀 富 士 夫
熊 田 士 郎
海 野 秀 樹

東京都板橋区向原3丁目10番25号

被 告
同代表者代表取締役
同訴訟代理人弁護士

株 式 会 社 報 恩 社
北 林 芳 典
今 井 浩 三
幸 田 勝 利
平 井 龍 八
箱 毛 一 郎
松 村 廣 治
清 王 之
國 重 徹 徹

主 文

- 1 原告らの請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告らは、原告ら各自に対し、主位的に連帯して各2500万円、予備的に各500万円及びそれぞれ上記各金員に対する平成14年11月22日（訴状送達の日）の翌日から支払済まで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告創価学会は、原告らに対し、別紙1記載の謝罪広告を被告創価学会発行の創価新報及び聖教新聞に別紙2記載の条件で1回掲載せよ。
- 3 被告第三文明社は、原告らに対し、別紙3記載の謝罪広告を被告第三文明社発行の第三文明に別紙2記載の条件で1回掲載せよ。
- 4 被告報恩社は、別紙4書籍目録記載の書籍を出版、販売又は頒布してはならない。
- 5 被告報恩社は、別紙4書籍目録記載の書籍を廃棄せよ。

第2 事案の概要

本件は、日蓮正宗寺院「理境坊」の信徒団体である原告妙観講と同原告代表者原告大草が、被告らに対し、被告渡邊の依頼により調査会社帝国リサーチが

X や被告 Y の自宅等の電話を盗聴するなどした件につき、あたかも原告らが指示していたかのような記事を掲載したり、X や被告 Y が原告らに対して提起した損害賠償請求訴訟で原告らの指示や関与があった旨主張したり、供述したりしたことが、被告らの共謀による名誉毀損等の共同不法行為を構成し(主

位的請求), また, 各別の不法行為を構成する(予備的請求)と主張して, 損害賠償, 謝罪広告等を求めた事案であり, 平成14年10月16日に提訴された。原告らが, 名誉毀損等の違法行為に該当すると主張した事実の骨子は, ①被告渡邊, 被告 Y は, 「勝ち関」と題する文書に上記趣旨を掲載して配布した, ②被告渡邊は, 上記各訴訟で, 原告らの指示に基づいて盗聴したと主張, 供述した, ③被告 Y は, 原告らの指示に基づき自宅が盗聴されたとして上記損害賠償請求訴訟を提起し, 同訴訟で, その旨主張し, 供述した, ④被告創価学会は, 「創価新報」, 「聖教新聞」に同趣旨の記事を掲載して頒布した, ⑤被告 Y は, 「創価新報」の記事を執筆した, ⑥被告報恩社は, 同趣旨の記載のある書籍「『地涌』選集下巻」を頒布した, ⑦被告第三文明社は, 雑誌「第三文明」に同趣旨の記事を掲載して頒布したというものである。

1 前提事実

(1) 当事者等

① 「法華講」

日蓮正宗信徒の総称である。本部は日蓮正宗の本山である大石寺にあり, 支部が同宗各寺院等にある。

② 「講中」

日蓮正宗信徒は所属寺院ごとに信徒団体を構成しており, 所属寺院ごとの信徒団体を「講中」という。

③ 「理境坊」

日蓮正宗の総本山大石寺の末寺であり, 日蓮正宗と被包括関係にある宗教法人である。小川只道が住職である。

④ 原告妙観講

「理境坊」に所属する信徒によって昭和55年8月に結成された講中であり、法華講支部である。機関誌「妙観」を発行している。理境坊小川住職が指導教師となっている。

⑤ 原告大草

昭和55年8月、原告妙観講が結成されて以来、原告妙観講の「講頭」(代表者)である。もと創価学会の会員であったが、昭和48年ころ、創価学会を退会して法華講員となった。

⑥ 被告渡邊

昭和49年ころ、日蓮正宗の信徒となり、原告妙観講結成以来、同原告の講員であった。原告妙観講の理事、支部長、庶務部長、教学部長等を務めたが、平成4年2月、原告妙観講における役職を離れ、平成13年7月19日、日蓮正宗の信徒から除名された。

⑦ 被告第三文明社

被告創価学会系の出版社であり、雑誌「第三文明」を発行している。

⑧ 被告 Y

昭和36年8月に創価学会に入会し、平成3年ころ、被告創価学会の学生部[]となり、平成4年1月以降、聖教新聞社に勤務し、現在、聖教新聞社の[]副部長である。

⑨ 被告報恩社

葬祭等の企画立案の請負、出版等を目的とする会社である。「地涌選集」を出版した。平成11年5月発行の「『地涌』選集下巻」には、原告妙観

詳、原告大草が、秋元広学宅や八木信瑩宅を盗聴した旨の記載がある「地涌」が掲載されている。

⑨ 「創価新報」

月2回発行の被告創価学会青年部の機関誌である。

⑩ 「地涌」

平成3年1月から発行されるようになったFAX通信紙である。不破優(YOU ARE YOUを誤ったものとされる。)が編集しているとされる。

⑪ X

原告妙鏡辯が盗聴されていたとの記事が掲載されている平成2年9月25日付「妙鏡」(乙口第27号証の1, 2)中で、黒須という者から被告渡邊に対し、「S会(創価学会)から買収されて、二重スパイ、三重スパイのようなことをしている」との話があったことが指摘されている。平成3年8月号「新雑誌21」(乙口第19号証)のインタビュー記事中で、福田巖道から頼まれて山崎正友に対し、日蓮の謝罪の伝言を伝えたと述べている。

平成9年7月22日に死亡した。

⑫ 秋元広学

日蓮正宗の末寺である宣徳寺の住職であり、日蓮正宗渉外部長であった。

⑬ 八木信瑩

大石寺の塔中坊である妙泉坊の住職であり、日蓮正宗総本山大石寺主任理事であった。

(2) 「先行訴訟」の概要

① 「X 訴訟」

- a 東京地方裁判所平成9年（ワ）第12606号，平成10年（ワ）第20011号，平成11年（ワ）第29115号各損害賠償請求事件（平成13年12月20日判決〔甲第1号証〕）

原 告： X

被 告： 被告渡邊，帝国リサーチ，原告大草，日蓮正宗，
大石寺，阿部日蓮，小川只道，理境坊

事 案 の 概 要： 阿部日蓮が小川只道に対し，小川只道が原告大草
に対し，原告大草が被告渡邊に対し，順次指示し
て，平成3年12月23日，25日，帝国リサ
ーチに X 宅を盗聴させたとする慰謝料請求事件

被告渡邊の供述： 被告渡邊は，本人尋問で，原告大草からの指示に
より，帝国リサーチに依頼して，被告 Y 宅，
秋元広学宅，八木信盛宅，X 宅を盗聴したと供
述（以下，②における証言を含めて「渡邊供述」
という。）

訴 訟 の 結 果： 被告渡邊の依頼による帝国リサーチによる X 宅
盗聴の事実を認め，両名に対する慰謝料請求を一
部認容したが，渡邊供述を採用せず，その余の被
告に対する請求を棄却

- b 東京高等裁判所平成14年（ネ）第771号各損害賠償請求控訴事件
（平成15年3月19日判決〔甲第24号証〕）

訴訟の結果：Xの控訴を棄却

- c 最高裁判所平成15年（受）第1040号上告受理申立事件（平成15年9月12日決定〔甲第60号証の4〕）

訴訟の結果：上告不受理

② 「Y訴訟」

- a 東京地方裁判所平成11年（ワ）第28206号損害賠償請求事件（平成15年5月27日判決〔甲第25号証〕）

原告：被告Y、XXXXXXXXXX（被告Yの妻）

被告：被告渡邊、帝国リサーチ、原告大草、阿部日頭、大石寺、小川只道、理境坊

事実の概要：原告大草らが共謀の上、被告渡邊に指示して、平成9年5月10日から同月17日までの8日間、帝国リサーチに被告Y宅を盗聴させたとする慰謝料請求事件

被告渡邊の供述：被告渡邊は、証人尋問で、原告大草からの指示により、帝国リサーチに依頼して、被告Y宅等を盗聴したと供述

訴訟の結果：被告渡邊との間では、被告渡邊が請求原因を認め、陳謝し、被告Yらは請求を放棄する等の内容の和解が成立

被告渡邊の依頼による帝国リサーチによる被告

Y宅盗聴の事実を認め、帝国リサーチに対する

慰謝料請求を一部認容したが、その余の被告に対する請求を棄却

- b 東京高等裁判所平成15年（ネ）第3253号損害賠償請求控訴事件
（平成15年11月19日判決〔甲第61号証〕）

訴訟の結果：被告 Y らの控訴を棄却

- c 最高裁判所平成16年（受）第439号上告受理申立事件（平成16年4月8日決定〔甲第64号証〕）

訴訟の結果：上告不受理

(3) 先行訴訟における主張、供述

① X 訴訟における被告渡邊の主張、供述

- a 平成10年8月17日付被告渡邊準備書面（甲第105号証の3）の記載要旨

「被告大草が、X 宅の電話盗聴を被告帝国リサーチに依頼することを被告渡邊に指示し、被告帝国リサーチ本社に赴かせた。その際、被告渡邊は、被告大草から、万が一、盗聴の事実が発覚したときに、大草グループ、被告大草の名前に『傷』をつけるわけにいかないという理由で、あくまで被告渡邊個人の依頼で事件を起こしたことにしろと強要された。

被告帝国リサーチが、被告大草、被告渡邊の依頼により、X 宅を電話盗聴した日時、期間は、平成3年11月7日ころから2週間程度である。さらに、2度目の X 宅の電話盗聴は、平成3年12月23日及び25日である。これに先立ち、平成3年11月25日から12

月13日にかけて、居酒屋■■■■を電話盗聴した。なお、居酒屋■■■■の経営者は、Xの別れた妻であることが被告帝国リサーチの内偵調査により判明したため、Xの情報が得られるかもしれないとの被告大草の判断で■■■■の電話盗聴に踏み切ったのである。」

- b 平成11年10月21日、平成12年2月10日の本人尋問における被告渡邊の供述（甲第118号証）

被告渡邊は、原告大草の指示を受けて帝国リサーチに依頼し、被告Y、秋元広学、八木信瑩、Xの電話による会話を盗聴し、又は盗聴しようとした旨供述した。具体的内容は、別紙5（「渡邊供述(1)」）のとおりである。

- ② Y訴訟における被告Yの主張、供述、被告渡邊の供述

- a 被告Yの訴状記載要旨

原告大草は、日蓮正宗と対立する創価学会の宗教活動等の情報収集をする目的で、被告Y宅の電話盗聴を企図し、被告渡邊に電話盗聴を指示し、被告渡邊から依頼を受けた帝国リサーチが、被告Y宅に電話盗聴機器を設置して、平成3年5月10日から同月17日まで8日間、被告Y加入の電話を不法に盗聴した。

- b 平成14年9月10日の本人尋問における被告Yの供述（乙八第24号証）

原告大草の指示により、被告渡邊が帝国リサーチに依頼して、被告Y、秋元、八木の電話による会話を盗聴した旨供述した。

- c 平成13年12月4日の証人尋問における被告渡邊の供述（甲第10



6号証の1)

原告大草の指示により、被告 Y の電話による会話を盗聴した旨供述した。具体的供述は、別紙6 (「渡邊供述(2)」) のとおりである。

(4) 記事の概要

① 「創価新報」、「聖教新聞」の記事

「X 事件」提訴後、「創価新報」、「聖教新聞」は、次の各号に、原告らが盗聴をしたとする記事を掲載した(記事内容は、別紙7の記事番号8～17のとおりである。以下、別紙7記載の記事を「記事番号」欄記載の番号により、「本件記事番号8」のように表示する。)

a 「創価新報」

平成 9 年 8 月 6 日号	甲第 9 号証
平成10年 9 月16 日号	甲第10号証
平成11年 6 月 2 日号	甲第11号証
平成11年 8 月18 日号	甲第12号証
平成12年 1 月 1 日号	甲第13号証

b 「聖教新聞」

平成11年12月 9 日号	甲第14号証
平成11年12月11 日号	甲第15号証
平成11年12月20 日号	甲第16号証
平成12年 1 月13 日号	甲第17号証
平成12年 1 月20 日号	甲第18号証

② 「第三文明」の記事

「第三文明」は、次の各号に、原告らが盗聴したとする記事を掲載した(記事内容は、本件記事番号18～20のとおり)。

平成 8 年 6 月臨時増刊号	甲第19号証
平成 9 年 2 月号	甲第20号証
平成12年 1 月号	甲第21号証

③ 被告第三文明の新聞広告

「第三文明」は、信濃毎日新聞（甲第22号証）に、原告らが盗聴したとする記事を掲載した「第三文明」平成12年1月号（甲第21号証）の広告をした（内容は、本件記事番号21のとおり）。

(5) 原告らは、平成14年10月16日、東京地方裁判所に対し、本件訴えを提起した。

2 名誉毀損の成否に関する当事者の主張

(1) 原告らの主張

① 共同不法行為

被告らは、原告らが被告渡邊に指示して本件盗聴をさせたとする被告渡邊の主張、供述が虚偽であることを知りながら、共謀して、原告らが本件盗聴をさせた旨主張して Y 訴訟を提起し、また、本件記事を掲載して、原告らの名誉を毀損した。

被告渡邊、被告 Y は、被告創価学会を通じて、被告報恩社、被告第三文明社との間で、あらかじめ又は順次、共謀し、被告ら一体となって、上記行為に及んだものであり、これらは、悪質で計画的かつ継続的な共同不法行為というべきである。

a 被告らの動機

(a) 被告渡邊は、原告大草から、不行跡を咎められ、平成3年2月、戒告処分を受けて原告妙観講の役職を解任され、平成3年4月、原告妙観講の役員としての活動停止処分を受け、平成4年2月、原告妙観講



からの除名処分を受けた。そのため、被告渡邊は、原告らに対し、恨み、敵愾心を抱き、原告大草に電話盗聴の罪を負わせて原告妙観講を潰し、その財産を奪い取ろうと企てたのである。

(b) 被告 Y は、聖教新聞や創価新報等に日蓮正宗を攻撃する記事を執筆していたが、平成4年ころ、原告妙観講の機関紙「妙観」の記事により、主張を論破され、以後、原告妙観講の講員らから馬鹿にされるようになった。そのため、被告 Y は、原告らを恨み、強い敵愾心をもつようになったのである。

(c) 被告創価学会は、かつては日蓮正宗の信者団体であったが、平成3年ころから、教義上の問題を巡って日蓮正宗と対立するようになり、平成3年末には、日蓮正宗から破門処分を受けた。当時、原告らが、機関紙「妙観」や雑誌「暁鐘」で、被告創価学会の教義上の誤りを指摘し、被告創価学会の会員に脱会を促したところ、1万人以上の被告創価学会員が脱会して日蓮正宗に入信した。そのため、被告創価学会は、スキャンダルを捏造して原告らを攻撃し、信用を失墜させようとしたものである。

(d) 被告報恩社は、主として被告創価学会会員を顧客とする葬儀社であり、従前から、被告創価学会に敵対する者に対する攻撃に関与してきたものである。

(e) 被告第三文明社が発行している「第三文明」は、被告創価学会の準機関誌であり、被告創価学会の会員がその主な購読者であり、被告第三文明社の役員は、被告創価学会の副会長を務めている。したがって、

被告第三文明社が被告創価学会の意向に全面的に沿った記事を掲載するのは当然である。

b 被告らの行為

(a) 被告渡邊、被告 Y による「勝ち鬨」の作成、配布

被告渡邊、被告 Y は、共謀して、原告らが X 宅の電話を盗聴したとの事実を捏造し、被告創価学会青年部と協力して、原告らの名誉を毀損する本件記事番号 22 ないし 42 の記載がある本件「勝ち鬨」を作成し、配布した。

上記が被告渡邊、被告 Y の共謀によることは、次の点から明らかである。

(i) 被告渡邊は、日蓮正宗の信徒である桑原年弘に対し、被告 Y

に対する被告渡邊の発言が「勝ち鬨」に掲載されている旨述べて、被告 Y の関与を示唆した。

(ii) 被告 Y は、自己のペンネームである「星之本魁」又は「月

之本魁」のペンネームで、原告らを誹謗中傷する怪文書を作成し、聖教新聞社内のファックスから全国の日蓮正宗の寺院に送信した。

(iii) 「勝ち鬨」の中にも、「星之本魁」という被告 Y のペンネームが明記されたものがある。

(iv) 平成 5 年 12 月初旬ころ、原告大草が被告 Y から交付された文書（甲第 50 号証）は、同月 5 日付「勝ち鬨」臨時特大号（甲第 49 号証）の記載と酷似している。

(b) X 訴訟における被告渡邊の主張、供述

被告渡邊は、X 訴訟において、原告らが盗聴に関与していないことを知りながら、原告らに盗聴犯の汚名を負わせることを意図して、虚偽の主張、供述をした。

(c) X 訴訟に関する被告創価学会による報道

被告 Y、被告創価学会は、X 訴訟に前後して、被告渡邊の主張、供述が虚偽であることを知りながら、被告 Y が、本件記事番号 4 ないし 11 の記載部分を含む記事（以下、「本件創価新報記事」という。）を執筆し、被告創価学会が、本件創価新報記事の掲載された創価新報を発行した。

(d) Y 訴訟の提起

被告渡邊、被告 Y、被告創価学会は、共謀して、被告 Y 又は被告創価学会会員が、被告 Y 宅の電話による会話を盗聴した内容を録音したテープの反訳書を作成し、これを原告大草らの盗聴の証拠として位置付け、被告 Y において、原告大草らによる盗聴の被害にあったとの虚偽の事実に基づき、Y 訴訟を提起した。

上記反訳書の作成者が被告 Y 又は被告創価学会会員であることは、上記反訳書に、電話の相手が、被告 Y、被告創価学会でなければ知らない被告 Y 宅の賃貸人「 」であることが記載されている箇所があることなどから明らかである。

(e) 先行訴訟における被告 Y の主張、供述、被告渡邊の供述
前提事実(3)のとおりである。

(f) Y 訴訟に関する被告創価学会による報道



被告 Y、被告創価学会は、Y 訴訟に前後して、共謀の上、被告 Y が、本件記事番号 12 ないし 17 の記載部分を含む記事(以下、「本件聖教新聞等記事」という。)を執筆し、被告創価学会が本件聖教新聞等記事の掲載された創価新報、聖教新聞を発行した。

(g) 被告報恩社による「『地涌』選集下巻」の発行、販売

被告報恩社は、被告創価学会を通じて被告 Y、被告渡邊と共謀し、本件記事番号 1 ないし 3 記載の記事を含む「『地涌』選集下巻」を発行、販売した。上記発行等が上記被告らの共謀によることは、次の点から明らかである。

(i) 被告報恩社の代表者であり、「地涌」の作成配布に関与しているとみられる北林芳典は、遅くとも、原告らが電話の盗聴をしている旨の記事が「地涌」に掲載されるようになった平成 8 年 1 月 26 日より以前に、被告創価学会から、X 宅等の電話盗聴内容を録音したテープなどを入手しているとみられる。

(ii) 当該テープ等の資料は、被告渡邊が被告 Y に交付し、被告 Y がこれを被告創価学会に交付したものの一部又は全部と考えられる。

(iii) 北林と被告 Y は、被告創価学会を通じて共通の資料を保有していたとみられる。

(iv) 被告 Y が作成配布に関与する「勝ち鬨」が平成 7 年 11 月 21 日から、北林が作成配布に関与する「地涌」が平成 8 年 2 月ころからという近接した日から、いずれも原告らが盗聴をしている旨



の記事を掲載している。

(h) 被告第三文明社による第三文明の発行、広告の掲載

被告第三文明社は、被告渡邊、被告 Y、北林らと共謀の上、原告らの名誉を毀損する本件記事番号 18 ないし 21 の記載のある本件第三文明記事、信濃毎日新聞の本件広告を掲載した。

被告第三文明社が他の被告と共謀したことは、次の事実から明らかである。

(i) 第三文明は、被告創価学会の準機関誌である。

(ii) 被告第三文明社は、北林、被告創価学会から、本件資料等入手し、また、被告渡邊、被告 Y が被告創価学会に与えた情報入手しているとみられる。

② 価別的不法行為

a 被告渡邊の不法行為

(a) 平成 7 年末から平成 8 年初めころにかけて、日蓮正宗渉外部長である秋元が住職を務める宜徳寺の電話を盗聴したテープを知人を通じて不特定多数の日蓮正宗関係者や被告創価学会の関係者に対し配布していた被告渡邊は、上記期間を通じて、被告 Y を初めとする被告創価学会の会員ら不特定多数人に対し、原告らが X、秋元の電話を盗聴した旨発言した。また、平成 8 年 2 月ころ、被告 Y に対し、X や秋元の電話の盗聴について、原告大草が、「構うことはねえ、やっちまえ。犯下もご照覧だ」などと発言した、被告創価学会幹部の電話を盗聴したのは「妙観講」であるなどと告げた。



(b) 被告渡邊は、原告らが盗聴に関与していないことを知りながら、渡邊主張、供述をした。

b 被告 Y の不法行為

(a) 被告 Y は、平成7年終わりころから平成8年初めころにかけて、不特定多数の被告創価学会の会員等に対し、原告らが盗聴行為をした旨発言した。

(b) 被告 Y は、平成7年11月21日から平成8年5月21日までの間、本件勝ち鬨を執筆し、又は執筆に必要な情報を提供し、若しくは記載内容を協議するなどしてその作成に関与し、更にこれを不特定多数人に配布した。

(c) 被告 Y は、平成11年12月26日、原告らが盗聴に関与していないことを知りながら、又は容易にこれを知り得たのに、事実を隠蔽せず、原告らの社会的評価を貶める目的で、Y訴訟を提起した。

(d) 被告 Y は、Y訴訟で、前提事実(3)②aの主張、同bの供述をした。

(e) 被告 Y は、本件創価新報記事、本件聖教新聞等記事を執筆した。

c 被告創価学会の不法行為

被告創価学会は、本件創価新報、本件聖教新聞を発行した。

d 被告報恩社の不法行為

被告報恩社は、「地涌」選集下巻を発行、頒布した。

e 被告第三文明社の不法行為

被告第三文明社は、本件第三文明を発行し、信濃毎日新聞紙上に広告

を掲載した。

③ 被告創価学会の使用者責任

被告創価学会は、被告 Y の上記不法行為につき、次の根拠により、使用者責任を負う。

- a 被告 Y は、被告創価学会の専従職員である。
- b 被告創価学会は、平成3年以降、日蓮正宗、原告妙観講を含む法華講と対立関係にあり、日蓮正宗、原告妙観講らに対する誹謗中傷活動を継続的に行っている。
- c 被告 Y は、原告らを誹謗中傷する内容の「勝ち鬨」類似の文書を聖教新聞社のファックスを用いて日蓮正宗の各寺院に送信した。
- d 被告 Y は、当時編集長であった木村の指示に従って、被告創価学会の業務として、本件創価新報記事、本件聖教新聞等記事の取材、執筆をした。

(2) 被告渡邊の反論

- ① 被告渡邊は、平成8年2月ころ、被告 Y に対し、原告らが X 宅や宜徳寺の電話を盗聴した旨告げ、上記テープ、資料を交付し、また、平成9年8月、同年9月ころの2回にわたり、被告報恩社の取材に対し、原告大草らが被告渡邊に対して X 宅や宜徳寺の電話を盗聴するよう指示していた旨告げたことがある。しかし、被告渡邊が述べたことが虚偽であるとはいえないから、被告渡邊の上記行為は不法行為を構成しない。
- ② 被告渡邊は、被告 Y 、被告報恩社に対し、上記事実を告げたほか、平成7年春ころ、知人数人に対し、X 宅等の電話の盗聴内容を録音した

テープやこれに関連する資料を渡したことがある。しかし、被告渡邊の上記資料提供が原告らに対する不法行為を構成するとはいえない。

(3) 被告 Y の反論

- ① 被告 Y は、「勝ち関」の作成、配布には関与していない。
- ② 被告 Y は、本件創価新報記事を執筆したが、被告渡邊から、原告らが宣徳寺や X 宅の電話による会話を盗聴した旨聞き、電話による会話の内容を録音したテープやこれに関連する帝国リサーチ作成の資料等の交付を受け、原告らが上記盗聴をしたと信じて本件創価新報記事を執筆したものであり、被告 Y が上記のように信ずることには相当の理由がある。
- ③ Y 訴訟は、X 訴訟における被告渡邊の供述、被告 Y 宅の電話による会話の盗聴内容を録音したテープ、その余の客観的資料を根拠として、原告大草らが被告 Y 宅の電話を盗聴したと信じて提起したものであり、被告 Y が上記のように信ずることには相当の理由がある。
- ④ なお、原告妙観等は、Y 訴訟の被告とされていないから、同訴訟提起を根拠とする不法行為が成立する余地はない。
- ⑤ 本件聖教新聞等記事は、被告 Y 宅の電話の盗聴を理由に訴訟が提起される予定であることや、当該訴訟の期日等の内容を報道したものであって、原告らの名誉を毀損する内容のものではない。
- ⑥ 本件聖教新聞等記事は、大村が執筆したものであり、被告 Y は担当していない。

(4) 被告創価学会の反論

- ① 本件創価新報記事は、被告 Y が、被告渡邊から、原告らが X 宅や

宣徳寺の電話を盗聴した旨聞き、帝国リサーチ関係の資料、盗聴内容の録音テープの交付を受けたほか、他の取材結果をも合わせて、被告創価学会内の創価新報のプラン会議で、取材、執筆を決定し、創価新報に掲載したものであり、被告創価学会が、原告ら主張のような共謀をした事実はないし、その内容は、真実と信ずるにつき相当の理由がある。

② 本件聖教新聞等記事は、Y 訴訟の提起、同訴訟の経過等を報道した裁判報道にすぎず、原告らの名誉を毀損するものではない。

③ 本件聖教新聞等記事は、X 訴訟における渡邊供述により、被告 Y 宅の電話盗聴が明らかとなり、Y 訴訟が提起されたことから、被告創価学会において、更に取材した上で、木村が執筆し、創価新報、聖教新聞に掲載したものであり、その内容は、真実と信ずるにつき相当の理由がある。

④ 被告 Y が被告創価学会の専従職員であること、被告創価学会が、平成3年以降、日蓮正宗及び原告妙顕寺を含む法華講と対立関係にあること、被告 Y が木村の指示に従って本件創価新報記事の取材、執筆をしたことは認めるが、被告創価学会に使用者責任があるとの主張は争う。

(5) 被告報恩社の反論

① 被告報恩社は、原告らの主張の共謀をしたことはない。

② 北林は、日蓮正宗に属するある僧侶（以下「A」という。）から、X 宅の電話盗聴の内容を録音したテープ等の資料の交付を受けて、これを検討し、更に被告渡邊に対する取材等を行った上で、『地涌』選集下巻を発行、頒布したものである。

(6) 被告第三文明社の反論

① 被告第三文明社は、原告ら主張の共謀をしたことはない。被告第三文明社は、平成8年2月ころ、北林から、X 宅の電話盗聴の内容を録音したテープ等の資料の交付を受け、北林が日蓮正宗の僧侶「A」から知らされた内容を取材、分析し、さらに、被告第三文明社の従業員が X 訴訟の法廷を傍聴するなどした上で、記事を掲載したものである。

② 本件記事番号20は、原告妙観講の元理事であった被告綾瀬が X 訴訟における本人尋問で、原告妙観講の講師である原告大草の指示により盗聴し、又は盗聴しようとした旨供述したことを報道したものであり、盗聴という明らかな犯罪行為に関し、客観的事実に基づく裁判報道をしたにすぎない。

3 摘示事実の真実性、相当性に関する当事者の主張

(1) 摘示事実の真実性

① 被告らの主張（被告らの主張を援けて摘示する。）

原告らが X 宅等の電話の盗聴に関与したことは、次の点から明らかである。

a 原告らには、秋元、八木、X、被告 Y らの電話を盗聴する強い動機があった。

(a) 原告大草が講師を務める原告妙観講は、日蓮正宗法主阿部日賢のためなら手段を選ばずどのようなことでも行う過激な集団である。

(b) 日蓮正宗は、平成2年7月以前から、被告創価学会と対立する路線を打ち出すようになり、平成2年12月27日、突然、被告創価学会



の池田大作名誉会長を総務頭から事実上罷免して、日蓮正宗と被告創価学会の対立が表面化した。平成3年当時、被告 Y は、被告創価学会学生部の [REDACTED] の地位にあったところ、上記罷免の理由とされた教義上の問題について反論する資料の作成等に関わり、教義上の論争を行っていたことから、原告大草らに注目される存在となっていた。他方、当時、刊行されるようになったFAX通信紙「地湧」等に日蓮正宗の中核部の動向や過去の裏面史等の日蓮正宗末寺や信者に秘匿しておきたい内部情報が次々と掲載され、日蓮正宗の中に動揺が広がっていたことから、日蓮正宗、法主阿部、原告らには、内部情報を漏洩している者を特定する必要があった。

(c) 電話盗聴の被害にあった秋元、八木、X は、日蓮正宗から被告創価学会のスパイではないかと疑われており、被告 Y は、地湧の執筆者又はその関係者であると疑われていた。そのため、原告らは、内部情報を漏洩した者を特定するため、秋元、八木、X、被告 Y の電話を盗聴したのである。

b 原告らの関与を裏付ける請求書等が存在する。

(a) 帝国リサーチは、「請求金額2,354,580円」、「件名、Xの件」と記載した宛先空欄の平成3年12月9日付請求書（以下「本件請求書1」という。）、「請求金額2,416,290円」、「件名1, Xの件2, 286,000円 2, 宣徳寺、秋元広学の件1, 828,000円 3, 妙泉坊の件出張費50,000円 4, 名古屋出張の件52, 290円 合計4,216,290円」、「会員割引の場



合（…45%引）」などと記載した被告渡邊宛の同日付請求書（以下「本件請求書2」という。）をそれぞれ発行し、さらに、「メモを入れずに申し訳ありませんでしたが、この件（2,354,580円）の請求書分は、本山に出すので正規の料金で請求書を作成して欲しいとの事で、前回お渡し致しましたが、勿論、そちら様から頂く時は、45%引きです。差し引いた金額のものをFAXで送ります」などと記載した被告渡邊宛の平成4年1月22日付FAX（以下「本件FAX文書」という。）を送信している。これらの文書を対照すれば、「この件」であるX宅の電話盗聴の真の依頼者が、被告渡邊ではなく「本山」すなわち日蓮正宗の総本山「大石寺」であること、「1、Xの件、2、宜徳寺、秋元広学の件、3、妙泉坊の件出張費」等がいずれも電話の盗聴を実行し、又は実行しようとしたことについての費用等を被告渡邊、ひいては真の依頼者である大石寺に請求するものであること、更には、原告らがこれらの盗聴に関与していたことが明らかである。

(b) なお、原告らは、本件請求書2記載の件名のうち「妙泉坊の件」についてのみ大石寺が依頼者であったことを認める一方、それは妙泉坊の盗聴器の検査を依頼したことに関するものである旨弁明するが、この点に関する原告大草、小川、帝国リサーチの従業員辻榮三郎らの供述内容は、いずれも不自然、不合理であって、信用し得ないというべきである。

c 帝国リサーチに費用を支払ったのは原告らである。

被告渡邊は、帝国リサーチに対し、平成2年10月1日360万円、平成3年8月7日71万2245円、平成3年12月12日370万8000円、平成4年2月25日362万円と、少なくとも1164万0245円にも上る金員を支払っているが、当時、被告渡邊は、原告妙観講の機関紙「曉鐘」編集室に専従職員として勤務し、月額14万円程度の給与を得ていたにすぎず、質素な生活を送っていたのであるから、上記のような多額の金員を個人で出捐することは不可能であるし、その必要もなかった。

d 原告大草が自ら関与し、原稿段階で手直しをしている旨自認する原告妙観講の機関紙「曉鐘」、「慧妙」には、原告らが盗聴をさせていたことを示す記載がある。

(a) まず、平成3年5月1日発行の「曉鐘」158号には、中野毅新価大学助教授を「地湧」発行の中心人物と特定する記載があるが、これと同一内容を転載した平成3年5月発行の「妙観」78号には、「日蓮正宗誹謗の総指揮官」が野崎勲創価学会副会長である旨特定した記事が付加されている。野崎勲創価学会副会長が「日蓮正宗誹謗の総指揮官」であるという情報は、平成3年5月10日から17日にかけての被告 Y の盗聴により、「野崎副会長がそういうことはすべて取り仕切ってやっていますから」、「(野崎さんが) コントロールタワーであることは間違いないと思いますね。」などと被告 Y が発言したことに基づくことは明らかである。

(b) 原告大草が作成した平成3年6月12日付「池田名誉会長への質問

状」には、「筆者の中野氏といえは、学会本部から何の注意も処分も受けず、今日に至るまで、貴殿直属の第一庶務に入り浸っている状況です。」「中野毅氏の部下である Y 氏」と記載されているが、「第一庶務」に所属しているのは、「中野富美雄」であり、原告らが盗聴した被告 Y の電話の相手が「中野富美雄」であったのを「中野毅」と誤解、混同したことにより、上記質問状の記載となったことが明らかである。

(c) 原告妙観講の機関紙「魁妙」には、2度にわたり、帝国リサーチの実質的主催者である福田政の盗聴行為を一切していない旨の虚偽の発言が掲載されている。福田の上記発言が明らかな虚偽であることは先行訴訟で明らかとなっており、原告らがこのような明らかな虚偽の発言を掲載した事実、原告らと帝国リサーチとが密接な関係にあること、原告らが盗聴に関与していたこと、原告らが盗聴への関与を隠蔽しようとしたことを示している。

e 被告渡邊の供述の信用性は高く、原告大草の供述には虚偽が多い。被告渡邊は、先行訴訟を通じ、一貫して盗聴に対する原告らの関与を認める供述をしており、本件訴訟においても、原告らの関与があった旨の主張を維持している。これに対し、原告らの関与を否定する原告大草の供述には、多数の虚偽が存在する上、一貫性を欠いている。原告大草がこのような供述をする理由は、原告らが帝国リサーチに依頼をして盗聴をしていた事実を隠蔽しようとしているからにほかならない。

f 他にも、原告らが電話の盗聴に関与していたことを窺わせる次の事情

がある。

- (a) 原告らと帝国リサーチとの関係は、本件で問題となっている盗聴行為の前後を通じて長期間にわたっており、その間、原告らは、日蓮正宗ないし原告らと利害関係の対立する者の調査を帝国リサーチに依頼しており、昭和63年ころには、日蓮正宗と激しく対立していた顕正会に対しても盗聴をしているとみられる。
- (b) 原告らは、大石寺が盗聴されているかどうかの調査を帝国リサーチに依頼した旨主張するが、この依頼は実際には妙泉坊の盗聴を依頼したものとみられる。
- (c) 平成3年ころ、日蓮正宗の僧侶が信者宅の電話の盗聴を指示したことにより当該僧侶や日蓮正宗の不法行為責任が認められた先例がある。

② 原告らの反論

- a 原告らが X 宅の電話等の盗聴に関与したことはない。
- b 被告らが主張の根拠とする帝国リサーチの報告書、請求書、領収書等の宛名は、いずれも被告渡邊であり、原告らの関与を示す証拠は、被告渡邊の供述以外存在しない。そして、被告渡邊の供述は、先行訴訟においてその信用性が完全に否定されている。
- c 被告らの主張は、そのほとんどが、原告らの盗聴への関与を否定した先行訴訟の判決において排斥された主張を繰り返し、又はこの排斥された主張を本件訴訟で維持するために広汎且つ些細な事情を主張するものにすぎない。

(2) 指示事実を真実と信じたことの相当性

① 被告 Y の主張

- a 被告 Y は、平成8年2月12日ころ、もと日蓮正宗の僧侶から、日蓮正宗内に当時出回っていた宜徳寺の電話の盗聴テープと解説文を手に入れて取材を始め、同月、被告渡邊から、宜徳寺、X 宅の電話の盗聴テープ等、様々な資料の交付を受け、被告渡邊が、原告大草から命ぜられて帝国リサーチに宜徳寺、X 宅の電話を盗聴させ、また、妙泉坊の電話を盗聴しようとしたが、遂げなかったことなどについて、詳細な説明を受けた。
- b 被告 Y は、次の各事情から、被告渡邊の上記説明が真実であり、原告らが X 宅等の電話の盗聴をしたと信じた。
 - (a) 平成3年当時の日蓮正宗、秋元、八木、X の関係から、原告らが、X らの電話を盗聴する動機があると考えられた。
 - (b) 被告渡邊から提供された帝国リサーチ作成の請求書に、「本山」すなわち日蓮正宗総本山大石寺に提出するために作成されたとみられるものがあつた。
 - (c) 平成4年2月15日付「妙観」に、帝国リサーチ作成の報告が反映されたとみられる記載があつた。
 - (d) 辻と原告妙観譚、小川との間に特殊な関係があることを窺わせる資料があつた。
 - (e) 盗聴に要した費用は、多額であり、被告渡邊が捻出し得るものとは考えられず、原告大草が用意したものと考えられた。

- (f) 宣徳寺の件は、盗聴ではなく、張り込み調査であったとする福田の発言が平成8年2月1日付「慧妙」、同月16日付「慧妙」に掲載されたが、宣徳寺の電話の盗聴テープがあり、他の資料と照らし合わせると、帝国リサーチが宣徳寺の電話を盗聴したことは明らかであった。したがって、福田の上記発言は虚偽であり、原告らが機関誌「慧妙」に福田の発言を掲載したことは、原告らによる盗聴を隠蔽しようとする工作であると考えられた。
- (g) 原告らによる盗聴の記事が平成7年12月21日付「勝ち鬨」に掲載された直後、被告渡邊宅に送られた脅迫文中に書かれた「渡邊茂夫研究」なるものについて、平成7年11月16日付「慧妙」、平成8年1月1日付「慧妙」が言及していた。
- (h) 当時日蓮正宗と激しく対立していた顕正会の幹部宅の電話盗聴テープ、盗聴費用200万円とおぼしき帝国リサーチの領収書があった。
- (i) 被告渡邊からは、一般の信徒では入手し得ない重要な資料の提供を受け、原告妙視講の女性議員の日記を示されるなどしたため、被告渡邊の情報は信用に値すると思った。
- c したがって、X宅等の電話の盗聴に原告らが関与したことは真実であると被告Yが信じたことには、相当の理由がある。

② 被告創価学会の主張

- a 本件創価新報記事、本件聖教新聞等記事の取材、編集を担当した聖教新聞社新聞編集局特別企画室室長木村芳孝は、平成8年2月ころ、被告Yから、被告Yが被告渡邊から入手したX宅の電話盗聴の内

容を録音したテープ等の資料の交付を受け、これらの資料が、原告大草から指示された被告渡邊が宜徳寺及び X 宅の電話を盗聴し、又は妙泉坊を盗聴しようとしたことを示す録音テープやその関係資料であるとの説明を受けた。

b 木村は、次の各事情から、被告 Y の上記説明が真実であり、原告らが X 宅等の電話の盗聴をしたと信じ、創価新報のプラン会議に諮った上で、記事にすることを決定した。

(a) 当時の日蓮正宗、秋元、八木、X の置かれていた状況、日蓮正宗内において先鋭的な活動をしていた原告妙観講の位置付からすれば、原告らが X らの電話を盗聴する動機があると考えられた。

(b) 被告渡邊から提供を受けた資料を検討し、被告 Y 同様、原告らの関与を示す部分を確認し、原告大草が盗聴を指示したものに間違いないと判断した。

(c) 元日蓮正宗の信侶であった西田誠道を取材し、平成3年当時、日蓮正宗内において、秋元、八木が舊報を淘汰しているのではないかと疑われていた旨回答を得た。

(d) 被告渡邊が盗聴に必要な費用を捻出することは困難であり、これを拠出したのは原告大草であると考えられた。

(e) 被告 Y から示された資料の中に当時日蓮正宗と激しく対立していた圓正会の幹部宅の電話を盗聴したテープと帝國リサーチ作成の200万円の領収書が存在した。

c 本件聖教新聞等記事については、以上のほか、X 訴訟における被告

渡邊の本人尋問により、被告 Y 宅が盗聴されていたことが明らかになったため、X から、被告 Y 宅の電話盗聴の内容を録音したテープとこれに関する帝国リサーチ作成の請求書を手し、当時の日蓮正宗の状況等に照らして検討した結果、原告らが埴瀬の作者や情報提供者を突き止めようとして、被告 Y 宅の盗聴を行ったものと考え、被告 Y に対し、Y 訴訟提起の経緯等について取材した上で、記事としたものである。

- d 以上のとおりであるから、被告創価学会が、原告らが X 宅等の電話の盗聴をしたと信じ、本件記事番号 4～17 の記事を掲載したことには相当の理由がある。

③ 被告報恩社の主張

- a 被告報恩社を営する北林は、昭和 58 年ころから貴重な情報の提供者であった日蓮正宗信侶「A」から、平成 7 年 12 月、原告らが X 宅等の盗聴をした旨知らされ、X 宅等の電話盗聴の内容を録音したテープや関係資料の交付を受けた。
- b 北林は、上記資料を詳細に検討し、次の点から、原告らが X 宅等の電話の盗聴をしたと信じた。
- (a) 資料自体に、帝国リサーチが電話盗聴をして録音テープを作成し、その費用を請求したことを示すものとして整合性がある。
- (b) 資料の内容が「A」の説明と合致する。
- (c) 平成 9 年 8 月 21 日と同年 9 月 8 日に、原告らが盗聴をした旨主張する被告渡邊に取材し、その発言の細部が、大石寺付近の電話回線の

状況、実際に用いられたと考えられる盗聴方法の特徴と合致するなど
の合理性があった。

- c したがって、X 宅等の電話の盗聴に原告らが関与したことは真実で
あると被告報恩社が信じたことには、相当の理由がある。

④ 被告第三文明社の主張

- a 平成8年2月ころ、被告第三文明社の当時の編集長松下壮一は、日蓮
正宗の事情に詳しく、それ以前から被告第三文明社に多数の情報を提供
していた北林に対し、原告らが行った盗聴についての詳細を取材し、北
林から、信頼できる日蓮正宗の僧侶から入手したという X 宅等の盗聴
の内容を録音したテープやその関係資料の交付を受けた。

- b 被告第三文明社は、次の点から、原告らが X 宅等の電話の盗聴をし
たと信じた。

- (a) 上記資料中には、盗聴に「本山」である大石寺又は原告妙観辯が関
与していることを窺わせる請求書や、その記載から被告創価学会に敵
対する勢力に宛てて作成されたことが推測される帝国リサーチ作成の
調査報告書、盗聴を否定する福田の発言が掲載された「慧妙」の記事
と矛盾する宜徳寺の電話盗聴の内容を録音したテープやその関係資料
が存在した。

- (b) 当時の状況から、X らが盗聴の対象とされることは不自然ではな
く、当時日蓮正宗の僧侶であった能勢宝道からは、日蓮正宗内におい
て、秋元及び八木が日蓮正宗内の情報を漏洩しているのではないかと
疑われていたとの取材結果を得ていた。

(c) 当時、原告妙観講と激しく対立していた顕正会の幹部宅の電話を盗聴したテープと帝国リサーチ作成の200万円の領収書を入手、確認した。

(d) 日蓮正宗の末寺の住職が信徒宅の電話を盗聴したとして、住職、日蓮正宗の不法行為責任を認めた裁判例が存在した。

(e) 松下の後任である平木は、X 訴訟の被告渡邊の供述を取材し、さらに、北林を再度取材して確認した結果、被告渡邊の一連の説明は、具体性、追真性に富み信用できると考えた。

c したがって、X 宅等の電話の盗聴に原告らが関与したことは真実であると被告第三文明社が信じたことには、相当の理由がある。

d 特に、本件記事№20は、原告妙観講の元理事である被告渡邊が法廷で自ら述べた供述内容を報道したものであって、真実と信ずるに足りる相当な理由があるというべきである。

(3) 被告らの行為の違法性、故意、過失の有無

① 被告 Y らの主張

被告 Y らが執筆又は掲載した各記事は、盗聴という犯罪行為が宗教団体内部で行われたことについて、内部告発者の証言に基づき、社会一般に警鐘を鳴らす目的で掲載されたものであるから、公共の利害に関する事実につき、専ら公益を図る目的で記載されたものであり、各記事を執筆、掲載した行為は、違法性、故意、過失を欠く。

② 原告らの主張

a 盗聴のために家屋に侵入することが刑法130条前段の住居侵入罪に

該当したり、有線電気設備を損壊してこれに物品を接触させることや電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密を犯すことが有線電気通信法18条、電気通信事業法4条、104条等に該当する場合は格別、盗聴それ自体が直ちに犯罪となるものではない。

b 被告 Y らによる各記事の執筆、掲載は、犯罪構成要件に該当する事実ではなく、私人である原告らの私的な事柄に関する事実を報道したにすぎないから、公共の利害に関する事実に係るものとはいえない。

c 被告らは、専ら敵対する日蓮正宗の信徒団体である原告妙顕寺、原告大草の信用を失墜させるために各記事を執筆、掲載したのであって、専ら公益を図る目的に出たものとはいえない。

d したがって、各記事を執筆、掲載した行為が、違法性、故意、過失を欠くとはいえない。

4 Y 訴訟提起の違法性に関する当事者の主張

(1) 原告らの主張

被告 Y は、原告らが盗聴に関与していないことを知りながら、又は容易にこれを知り得たにもかかわらず、Y 訴訟を提起したものであるから、

Y 訴訟の提起は、原告らに対する不法行為を構成する。

(2) 被告 Y の主張

被告 Y が Y 訴訟を提起したことは、不法行為とはいえない。

5 消滅時効の成否に関する当事者の主張

(1) 被告渡邊の主張

原告らが秋元方を盗聴したとの被告渡邊の平成7年末から平成8年初めて

ろにかけての発言、被告 Y に対する平成8年2月ころの発言、平成10年8月17日付同被告準備書面による主張を理由とする損害賠償請求権は、消滅時効に罹っているから、被告渡邊は、原告らに対し、平成16年3月19日付準備書面で、上記消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

(2) 被告 Y の主張

本件創価新報記事の執筆、掲載による名誉毀損を理由とする損害賠償請求権は、消滅時効に罹っているから、被告 Y は、原告らに対し、平成16年4月19日付準備書面で、上記消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

(3) 被告創価学会の主張

本件創価新報記事の掲載による名誉毀損を理由とする損害賠償請求権は、消滅時効に罹っているから、被告創価学会は、原告らに対し、平成15年2月17日付準備書面で、上記消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

(4) 被告第三文明社の主張

本件記事番号18、19の記事の執筆、掲載による名誉毀損を理由とする損害賠償請求権は、消滅時効に罹っているから、被告第三文明社は、原告らに対し、平成15年3月4日付準備書面で、上記消滅時効を援用する旨の意思表示した。

(5) 原告らの主張

被告らは、共謀の上、継続的意思に基づき本件各不法行為に及んだものであるから、一連の継続的不法行為の消滅時効の起算点は、被告創価学会による不法行為の止んだ平成12年1月20日と捉えるべきである。したがって、本件不法行為につき消滅時効期間は経過していない。

6 損害等に関する原告らの主張

(1) 原告らは、被告らの行為により、名誉、信用を著しく毀損された。特に原告大草は、原告らを盗聴の実行者とする地涌、勝ち岡等の怪文書が出回ったことを、当時経営していた関連会社の取引銀行から問題視され、関連会社の株式を手放して経営から手を引かなければならない事態に陥った。原告の被った精神的苦痛を金銭に評価すれば、被告1名あたり500万円、合計2500万円を下らない。

(2) 原告らが被った損害を回復するためには、被告創価学会及び被告第三文明社による謝罪広告の掲載が必要である。

(3) 被告報恩社は、現在も『地涌』選集下巻の販売を継続していることから、販売を差止め、これを廃棄させる必要がある。

第3 当裁判所の事実認定と証拠関係、証拠評価

前提事実には甲第1ないし第25号証、第26、第27号証の各1、2、第28ないし第50号証、第53ないし第59号証、第60号証の1ないし4、第61号証、第62号証の1、2、第64号証、第71号証の1、2、第73号証、第76ないし第78号証、第82、第83号証、第85ないし第95号証、第96ないし第104号証の各1、2、第105号証の1ないし4、第106号証の1、2、第107号証の1、2、第110ないし第113号証、第115ないし第118号証、第120ないし第126号証、第135、第136、第138、第139号証、乙イ第1ないし第3号証、乙ロ第1ないし第7号証、第8号証の1ないし6、第9号証の1ないし4、第10号証の1ないし3、第11号証の1ないし5、第12号証の1ないし4、第13号証の1ないし5、第14号証の1ないし10、第15号証の

1ないし3, 第16号証の1, 2, 第17ないし第26号証, 第27号証の1, 2, 第28ないし第31号証, 第32号証の1ないし3, 第33号証, 第34号証の1ないし3, 第35ないし第37号証, 第38号証の1ないし11, 第39ないし第58号証, 乙八第1ないし第16号証, 第17号証の1ないし3, 第18ないし第28号証, 第29号証の1ないし5, 第30ないし第45号証, 第46号証の1, 2, 乙二第1ないし第4号証, 第5号証の1ないし4, 第6, 第7号証の各1, 2, 第8号証の1ないし4, 第9号証の1, 2, 第10ないし第21号証の各1, 2, 第22, 第23号証の各1ないし3, 第24号証の1, 同号証の2, 3の各1, 2, 第25号証の1, 2の各1, 2, 同号証の3, 同号証の4の1, 2, 同号証の5, 第26号証の1の1, 2, 同号証の2, 同号証の3の1ないし4, 同号証の4, 同号証の5の1, 2, 同号証の6, 7, 同号証の8の1ないし3, 第27号証の1, 2, 第28号証の1ないし3, 第29号証の1ないし4, 第30号証の1ないし30, 第31ないし第34号証, 第35号証の1ないし10, 第36ないし第38号証, 第39号証の1ないし5, 第40ないし53号証, 第54号証の1, 2, 第55, 第56号証, 第57, 第58号証の各1, 2, 第59, 第60号証, 乙本第1号証の1, 2, 第2, 第3号証, 第4号証の1ないし3, 第5ないし第7号証の各1, 第8, 第9号証, 第10, 第11号証の各1, 2, 第12ないし第22号証, 第23号証の1, 2, 第24ないし第31号証, 第32号証の1ないし3, 第33, 第34号証, 第35号証の1, 2, 第36, 第37号証, 第38号証の1ないし15, 第39ないし第55号証, 第56号証の1, 2, 第57号証, 第58号証の1, 2, 第59ないし第61号証, 第70, 第71号証, 第72号証の1ないし10, 第74号証, 第75号証の1, 2, 第76ないし第108号証, 第109号証の1

ないし3, 第110号証, 第115ないし第120号証, 第121ないし第124号証の各1, 2, 第127ないし第135号証, 第140ないし第143号証, 第144号証の1ないし10, 第145ないし第157号証, 第159ないし第166号証, 第177号証, 第189ないし第194号証及び証人木村芳幸, 証人平木滋, 証人辻栄三郎の各証言, 原告大草一男本人, 被告 Y 本人, 被告報恩社代表者北林芳典, 被告渡邊茂夫本人の各尋問の結果並びに弁論の全趣旨を総合すると, 次の事実(証拠の信用性等に関する評価, 判断を含む。)が認められる(上掲書証は, 文書の存在を証拠とするものを含む。)

1 宣徳寺(住職秋元広学)に対する帝国リサーチによる盗聴とその客観的証拠

(1) 宣徳寺(住職秋元広学)に対する盗聴

帝国リサーチは, 平成3年11月2日ころから同月21日ころまでの間, 宣徳寺(住職秋元広学)の電話による会話を盗聴した。

(2) 客観的証拠

- ① 帝国リサーチが盗聴した宣徳寺の電話盗聴テープとその反訳文(乙二第10ないし第16号証の各1, 2, 乙八第32号証, 乙ホ第7号証の1)
- ② 帝国リサーチが発行した被告渡邊宛の請求金額「241万6290円」の平成3年12月9日付請求書(「本件請求書2」, 乙ロ第2号証, 乙八第10号証, 乙ホ第1号証の2)

記載要旨は, 次のとおりである。

(I 枚目)

「(内訳)

件名 1. X の件

2, 286, 000円

2. 宜徳寺, 秋元広学の件 1, 828, 000円

3. 妙泉坊の件出張費 50, 000円

4. 名古屋出張の件 52, 290円

合計 4, 216, 290円

*一般料金の場合 4, 216, 290円

*会員割引の場合 (経費を除き (216, 290円), 45%引)

4, 000, 000円 - 1, 800, 000円

= 2, 200, 000円

経費 216, 290円

会員割引 2, 416, 290円

(2枚目)

「1 X」の件

(略 (後記 X 方盗難に関する請求書と同旨の記載がある。))

2 宜徳寺, 秋元広学の件

機械設置 (宜徳寺) 500, 000円

調査期間 16日間

11/2, 3, 6, 7, 8, 9, 10, 12, 13, 14, 15, 16, 18, 19, 20, 21

80, 000円 × 16 1, 280, 000円

1日 3, 000円 × 16 48, 000円

計 1, 828, 000円

(3枚目)

「3 妙泉坊の件 50, 000円

交通費、他 計 50,000円

4 名古屋出張の件

(略)

52,290円

⑤ 帝國リサーチが発行した被告渡邉宛の請求金額「109万3509円」の
平成3年12月9日付請求書（「本件請求書3」。乙二第39号証の1）

記載要旨は、次のとおりであり、上記②から X の件が省かれている。

(1枚目)

「(内訳)

件名 1, 宣徳寺, 秋元広学の件	1,828,000円
2, 妙泉坊の件出張費	50,000円
3, 名古屋出張の件	52,290円
計	1,930,290円
会員割引-45%	868,630円
計	1,061,660円
上記消費税	31,849円
合計	1,093,509円

(2枚目)

「1, 宣徳寺, 秋元広学の件

機械設置(宣徳寺) 500,000円

調査期間 16日間

11/2, 3, 6, 7, 8, 9, 10, 12, 13, 14, 15, 16, 18, 19, 20, 21

80,000円×16 1,280,000円



1日	3,000円×16	48,000円
	計	1,828,000円
2, 妙泉坊の件		50,000円
交通費, 他		
	計	50,000円
3 名古屋出張の件		
(略)	計	52,290円

- ④ 帝国リサーチの平成3年4月1日現在の「特殊調査の料金・報酬」表（乙口第6号証, 乙八第13号証, 乙六第4号証の2）

「電話傍受調査」に関し、「取付工作費」が「1回線50万円」である旨の記載、「録音（自動の場合）」、「1日8万円」である旨の記載等があり、上記②、③記載の料金と符合している。

- ⑤ 帝国リサーチ作成の「予想経費単価表」（乙口第7号証, 乙八第10号証の4枚目, 乙六第4号証の3）

「今後、本格的な調査活動が開始された場合、様々な必要経費の発生が見込まれます。」として、「特殊機械使用調査（部内の場合） 調査開始時25万円、一日毎に2万円」等の記載があり、上記④のいわば定価より低い金額が提示されている。

2 X に対する帝国リサーチによる盗聴とその客観的証拠

(1) X に対する盗聴

帝国リサーチは、平成3年11月7日ころから同年12月30日ころまでの間、X 居住のアパート、X の離婚したもと妻経営の居酒屋「■」等の電話

による会話を盗聴した。

(2) 客観的証拠

- ① 帝国リサーチが盗聴した X 方の電話盗聴テープ (乙二第 17 号証の 1, 同第 18 号証の 1, 乙ホ第 5 号証の 1, 同第 6 号証の 1)
- ② 帝国リサーチが盗聴した X 方の平成 3 年 12 月 23 日録音とされる盗聴テープ, 平成 3 年 12 月 25 日録音とされる盗聴テープ反訳文 (乙二第 17 号証の 2, 同第 18 号証の 2, 乙ホ第 94, 第 95 号証)
- ③ 帝国リサーチが発行した宛名の記載のない請求金額「235 万 4580 円」の平成 3 年 12 月 9 日付請求書 (「本件請求書 1」, 乙ロ第 1 号証, 乙ハ第 9 号証, 乙二第 39 号証の 4, 乙ホ第 1 号証の 1)

記載要旨は、次のとおりである。

(1 枚目)

「 (内訳)

件 名

1 X の件	2, 286, 000 円
上記消費税	68, 580 円
合計	2, 354, 580 円」

(2 枚目)

「1 X の件 (身元調査, 現住所割当含む) 300, 000 円
(電話番号調査含む)

■■■■-■■-■■■■ ■■■■-■■-■■■■ について

60, 000 円×2 120, 000 円



調査経費（公簿申請費）	30,000円
① 機械設置（本人現住所アパート）	500,000円
調査期間 3日間（ ）	
11/12, 13, 16	
80,000円×3	240,000円
1日 4,000円×3	12,000円
② 機械設置（本人妻の店）	
調査期間 6日間（ ）	
11/25, 26, 27, 30, 12/2, 9	
80,000円×6	480,000円
1日 4,000円×6	24,000円
③ 尾行調査（X 妻の件）	
調査日 11/14	

（後略）

- ④ 帝国リサーチから被告渡邊宛のFAX送信書（乙二第39号証の2）

本件請求書1と本件請求書3の送り状である。

- ⑤ 帝国リサーチ「窪谷」作成名義の被告渡邊宛の平成4年1月22日送信のファクシミリ文書（「本件FAX文書」。乙口第3号証，乙八第8号証，乙ホ第2号証）

記載内容は、次のとおりである。

「渡 辺 様

メモを入れずに申し訳ありませんでしたが、この件（2,354,580円）

の請求書分は、本山に出すので、正規の料金で作成して欲しいとの事で、前回お渡し致しましたが、勿論、そちら様から頂く時は、45%引きです。差し引いた金額のものをFAXで送りますので、よろしく御願い致します。」

上記「堀谷」は、帝国リサーチの福田政社長の妻の旧姓であり、同女は、社内では、旧姓を用いていた。

⑥ 帝国リサーチ作成の手書調査報告書（乙口第4号証、乙ホ第3号証）

証人福田政は、同人が書いたことを認めている。

⑦ 帝国リサーチ作成の印刷された平成3年12月13日付調査報告書（乙口第5号証、乙ハ第14号証、乙ホ第4号証の1）

「特殊突進調査報告書」と題されており、「特殊工作及び内偵、尾行張り込み調査の結果」を報告するとある。また、現在調査継続中であり、中間報告である旨の記載がある。

盗聴装置の取付に関しては、次の記載がある。

「9. 特殊工作調査の設置と成果

イ) 本人宅

11月7日（木曜日）夜、工事完了。

以後十数日間にわたり、調査するも成果なし（不使用）

一旦、機器、その他を引き上げる。

ロ) 居酒屋「■」

11月25日（月曜日）日中、工事完了

現在に至るまで、調査を継続中であるが、特別な成果なし。

と本人（X）の連絡もない。

ハ）の宅

現在、の使用する電話回線を、調査中である。」

なお、昭和48年にXの名義で取得、新築された市の前住所の土地、建物は、既に他人の名義になっているが、「池田大作氏にプレゼントされた」との「解釈とは、多少異なった印象であり、功勞に対し贈られたものとしては」云々との記載があり、報告者である帝国リサーチが、依頼者から、上記のような話を聞いて調査にあたっていたことが示されている。

末尾には決裁印が押捺されており、「係員」は「竹内」、「部長」が「高松」、
「承認」欄には、「福田」の押印がある。

③ 帝国リサーチが発行した被告渡邊宛の平成4年1月20日付請求書（「本件請求書4」。乙八第11号証、乙二第39号証の5）

記載要旨は、次のとおりである。

（1枚目）

「（内訳）

件 名

X の件

1 特殊調査 1,496,000円

2 尾行張込調査 725,000円

計 2,221,000円

会員割引－45% 999,450円

計 1,221,550円

上記消費税

36,646円

合計

1,258,196円」

(2枚目)

「1 本人現住所特捜調査

機械設置費

500,000円

調査期間 12/10~12/16 7日間

調査期間 12/17~12/30 12日間

17, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 27, 28, 29, 30

80,000円×12

960,000円

1日 3,000円×12

36,000円

計

1,496,000円

2 張込, 尾行調査

(略)

3 被告 Y に対する帝国リサーチによる盗聴とその客観的証拠

(1) 被告 Y に対する盗聴

帝国リサーチは、平成3年5月10日ころから17日ころまでの間、被告宅の電話を盗聴した。

(2) 客観的証拠

① 帝国リサーチが盗聴した Y 宅の盗聴テープ反訳文 (乙八第1号証)

平成3年5月10日録音とされる盗聴テープ反訳文である。

被告渡邊が被告 Y にかけた電話が録音されている。被告渡邊が被告

Y に対し、「地涌」の関係者であろうという前提で探りを入れて問いかけ、

被告 Y が関係がない旨答えている状況が録音されており、その直後、被告 Y が被告創価学会に電話し、「第一庶務の中野」と連絡を取りたいと述べて、第一庶務の電話番号を聞いたこと、その後、第一庶務に電話して、「中野」（中野富美雄）と話し、被告渡邊からの電話で、被告 Y が「地涌」の編集に関わっていると思い込んでいる旨話したことや中野が被告 Y を「地涌」関係者とみているかのような発言が録音されており、会話の中で、被告 Y が相手を「先生」と呼んでいることが録音されている。

② 帝国リサーチが盗聴した Y 宅の盗聴テープ反訳文（乙八第2号証）

平成3年5月12日録音とされる盗聴テープ反訳文である。

被告渡邊が被告 Y にかけた電話が録音されている。電話を受けた妻が被告 Y に電話したところ、被告 Y が、妻に対し、今日は帰れなくなったと答えるように言い、被告渡邊が被告 Y のことを「地涌」の編集に関わっていると思っている様子かと問い、妻が判断がつかない様子を示したこと等が録音されている。

③ 帝国リサーチが盗聴した Y 宅の盗聴テープ反訳文（乙八第3号証）

平成3年5月15日録音とされる盗聴テープ反訳文である。

被告渡邊が被告 Y にかけた電話を妻が受けた様子が録音されている。

その後、「■■■■」が被告 Y の妻にかけた電話が録音されており、反訳文に「■■■■（大家）」と記載されている。短い会話の中に「更新」という言葉が出てくる。なお、その前には、被告 Y の妻が「■■■■の Y ですけども」、「先ほどお電話差しあげて、更新の方お願いしたいと思っているんですけども」と話した様子が録音されており、会話の内容だけから

でも、被告 Y の妻が「■■■■」方に「更新」のために行きたいと述べ、夫が留守である旨告げられたこと、その後、「■■■■」から帰宅した旨の電話があり、来てもらえるかと述べたことが理解し得る会話が録音されている。

その後、被告渡邊が被告 Y にかけた電話が録音されており、被告渡邊と被告 Y が探り合いの会話や教義に関する論争をしている中で「中野毅」の名前が出ている様子、被告渡邊が日蓮正宗の立場から、被告 Y が創価学会の立場からかなりむきになって議論をしている様子が録音されており、この時点での被告渡邊と被告 Y が、それぞれの宗教的立場に立って対立していたことが明らかである。

また、被告 Y が「男」と話している中に、被告渡邊が「中野毅」と「中野富美男」を誤認しているらしいとの会話が記録されている。

④ 帝国リサーチが盗聴した Y 宅の盗聴テープ反訳文（乙ハ第4号証）

平成3年5月16日録音とされる盗聴テープ反訳文である。

被告渡邊が被告 Y にかけた電話を妻が受けた様子が録音されている。

その後、被告 Y が被告創価学会の「第一庶務の中野」に電話したのが録音されている。

その後、被告渡邊が被告 Y に電話し、待ち合わせの打ち合わせをした様子が録音されている。

その後、中野富美男から電話があり、被告 Y が上記待ち合わせをしたことを報告したほか、会話の中で、被告渡邊が「中野毅」と「中野富美男」を混同しているとか、被告 Y が「地涌」に関係していると誤解しているなどと話題にしていることが録音されている。

- ⑤ 帝国リサーチ作成の平成3年5月25日付被告渡邉宛「請求書」(乙八第5号証)

被告 Y 宅の盗聴等の工作費の請求書である。

平成3年5月10日に盗聴装置の設置工事をした費用が30万円、5月10日から17日までの8日間の経費等47万円と5月10日から12日まで3日間の尾行費用66万2000円の計143万2000円について会員サービス30%引により、103万2472円を請求している。

- ⑥ 平成3年5月号「妙観」(乙本第84号証)

野間勲創価学会副会長と中野毅の顔写真入りで、「はがれ落ちた『地経』の仮面」、「創価学会“宗門対策室”の邪悪な蠢動」と題する記事が掲載されている。その記載内容は、上記盗聴結果との間に対応性があり、盗聴結果を反映したものともみる余地が十分ある。

- ⑦ 妙観講理事会から創価学会池田大作名誉会長に対する質問状(乙八第39号証、乙本第88号証。平成3年7月22日付「妙観」)

「貴殿直展の第一庶務」に中野毅が入り浸っている旨の記載がある。これも、上記盗聴結果との間に対応性があり、盗聴結果を反映したものともみる余地が十分ある。

4 その他の客観的証拠とその意味

(1) 帝国リサーチ関係

- ① 平成2年10月1日付領収書(乙口第35号証、乙八第6号証、乙本第51号証)

帝国リサーチに対し、「特別会員」の年会費360万円が支払われ、被告

渡邊宛の領収書が発行された。

② 昭和63年12月1日付領収書（乙口第36号証，乙二第1号証）

帝国リサーチ発行の被告渡邊宛200万円の領収書である。

頭正会との対立状況（乙二第2ないし第4号証，同第5号証の1ないし4，同第6，第7号証の各1，2，同第8号証の1ないし4，乙口第58号証等）のもと，帝国リサーチに頭正会の■■■■■方の電話盗聴（乙二第19ないし第21号証の各1が盗聴録音テープであり，同各2が反訳文である。）をさせたときの領収書であるとされる。

③ 帝国リサーチの昭和63年4月1日現在の特殊調査の料金・報酬表（乙八第12号証，乙ホ第56号証の1）

「電話傍受調査」に関し，「取付工作費」が「1回線30万円」である旨の記載，「録音（自動の場合）1日5万5000円，録音（調査員付の場合）1日8万5000円」である旨の記載等があるほか，会員制度として，「種別」が「A，B，特別」に分かれ，「特別会員」は，年間加入料が360万円とされており，②の年会費額と符合している。また，「A」の場合は「ご利用可能件数」が「6件」とされ，「B」の場合は，「15件」とされ，「特別」の場合は，「無制限」とされている。なお，平成3年4月1日現在の特殊調査の料金・報酬表（乙八第13号証）では，「特別」に相当するものが，「C」とされ，「ご利用可能件数」は「60件」とされている。

④ 「特別会員」の年会費額から推認される元注予定額

特別会員の年会費額は，360万円であり，本件請求書2ないし4，本件FAX文書には，特別会員割引が45%引と記載されていることからみて，

当該年度内に800万円を超える発注が予定されていたことが推認される。
すなわち、800万円×0.45=360万円であるから、定価800万円
を超える発注を予定して初めて360万円の年会費を支払う意味があるから
である。なお、被告 Y 宅の盗聴に際しての請求額については、30%引
とされているが、特別会員の割引率が30%引の場合には、1200万円の
発注を予定しないとペイしないことになる。

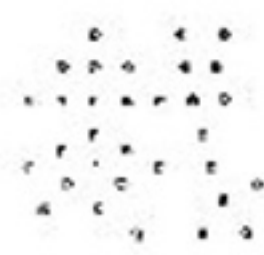
⑤ 三和銀行新宿支店の預金取引明細書（乙八第7号証）

- a 平成3年8月7日、「ワタナベシゲオ」から71万2245円が送金されている。
- b 平成3年12月12日、「ワタナベシゲオ」から370万8000円が送金されている。
- c 平成4年2月25日、「ワタナベシゲオ」から362万円が送金されている。

⑥ 以上により、帝国リサーチの領収書のある金額、帝国リサーチの預金に入
金された金額は、次のとおり、計1364万円を超える。

	年 月 日	金 額	資 料 ・ 摘 要
I	昭和63年12月 1日	2,000,000	前記領収書・頭正会関係の支払とされる。
II	平成2年10月 1日	3,600,000	前記領収書・特別会員年会費
III	平成3年 8月 7日	712,245	前記送金
IV	平成3年12月12日	3,708,000	前記送金・特別会員年会費額360万円に消費税を加算した額
V	平成4年 2月25日	3,620,000	前記送金
合 計		13,640,245	

(2) 原告ら側の出版物等



① 平成8年2月1日付「惹妙」(乙口第28号証, 乙八第19号証)

「『妙観講の盗聴疑惑』の言い掛かりを斬る」, 「調査会社のT社社長に緊急インタビュー」と題する記事が掲載された。

妙観講が、秋元広学が住職を務める宣徳寺を盗聴した旨の「地涌」897号の記事に対する反論の記事であるが、その要旨は、福田社長に対するインタビュー結果として、上記記事に掲載されていた「平成3年11月2日、3日、6～10日、12～16日、18～21日」の日時を調べたところ、その時期には、他の人から頼まれた特殊カメラを設置して行った張り込み調査があったが、盗聴などではなかった、原告大草から、理髪坊、妙観講のほか、長野や静岡の会社や寺が盗聴されていないか、盗聴器を探し出す仕事を依頼され、1件あたり5万円前後で調査したことがある、盗聴器を仕掛けると自動的に盗聴がされていく、「このように」何日か切れ切れになっているのは、盗聴ではなく、張り込み調査だからであるなどというものである。

② 平成8年2月16日付「惹妙」(乙口第29号証, 乙八第20号証)

「学会係文書の『盗聴疑惑』の言い掛かりを粉碎」, 「調査会社T社長が怒りの再コメント」と題する記事が掲載された。

上記①の記事に対する反論が掲載された「地涌」899号や「勝ち鬨」162号に対する再反論の記事であるが、その要旨は、福田社長に対するインタビュー結果として、Uの身辺調査を依頼されたことはあるが、依頼主は原告大草ではなく、帝國リサーチによく顔を見せていた別の人物である、しかも、依頼の内容は身辺調査だけで、電話の盗聴ではない、U方の盗聴などしていないし、U方の盗聴などしていないことについては、出る所に出たとき



に証明のできる明確な根拠がある、平成3年暮よりずっと前にWが特別会員になっていたのに、特別会員としての料金割引をした、請求書や領収証がWになっているのは、Wから依頼された仕事だから当然であるなどというものである。前後の事情から、上記「U」がX.を指すこと、「W」が被告渡邊を指すことは明らかである。

- ③ 平成8年2月19日付帝国リサーチから被告渡邊に対する文書（乙八第36号証、乙本第43号証）

「勝ち関」や「地涌」が事実と相違する記事によって、当社の営業を妨害しているとし、調査の結果、被告渡邊が当該記事の情報もとであるとし、速やかに中止することを求めている。

(3) 辻榮三郎関係

- ① 辻榮三郎が小川住職宛に書いた平成4年4月29日付の書面（乙八第15号証）

次の記載がある。

「理境坊御住職様

渡辺茂夫氏と協議の結果、以下の結論に達しましたので申し上げます。

- 1 当時者を御住職、渡辺氏、私の三者とする。
- 2 私と妙親斎の関係を白紙にもどす。
- 3 報収については、月額40～60万円の範囲で決定する。
- 4 私の立場として理境坊専任ではなく、他の仕事（企業調査）をあわせて営業することを認める。

以上四点について御承認をお願い致します。

」

② 會葬者芳名録（乙八第 33 号証）

平成 4 年 3 月に死亡した被告渡邊の父親の通夜の會葬者芳名録であり、辻栄三郎の住所、氏名が記載されている。

③ 大石寺付近の右翼調査時の写真（乙二第 54 号証の 1、2）

辻栄三郎が原告妙観講からの依頼で大石寺付近の右翼の状況を調査した際に撮影した写真である。裏面には、辻が書いたメモ記載があり、辻の筆跡が分かる。撮影年月日は、平成 4 年 1 月 26 日である。

④ 大石寺付近の右翼調査時の調査報告書（乙二第 34 号証）

辻栄三郎が原告妙観講からの依頼で大石寺付近の右翼の状況を調査した際に作成した報告書である。調査期間は、平成 4 年 1 月 24 日から同月 31 日と記載されている。

(4) 被告渡邊の収入関係

① 給料明細（乙八第 17 号証の 1 ないし 3、乙六第 109 号証の 1 ないし 3）

被告渡邊は、曉達編集室の仕事をし、平成 3 年 9 月又は 10 月まで、月額 1.4 万円の給与を得ていたが、これを超える収入を被告渡邊が得ていたことを認めるに足りる的確な証拠はない。

② X 訴訟における平成 11 年 10 月 21 日渡邊証言（乙六第 15 号証）によっても、心配して様子を見に来てくれる人が食事を作ってくれることもあるとか、父親が国家公務員を 40 年以上していたので 2000 万円以上の金額は残ったと思うが、これを食いつぶしているとなどと述べ、定額はないと述べており、さほどの収入は窺われない。

5 帝国リサーチ関係者の供述とその信用性

(1) 福田政の供述

- ① X 訴訟における平成11年4月16日付陳述書（乙八第18号証、乙ホ第22号証）

同陳述書中には、要旨次の記載がある。

- a 福田政が被告渡邊と初めて面識をもったのは、昭和61年ころであったと思う。ちょっとしたことを依頼していった。昭和62年になってからと思うが、被告渡邊から■■■■■という者の尾行調査を依頼された。その後、ある宗教団体の女性幹部の動向や集会に出入りする者のチェック等を依頼してきた後、頻繁に帝国リサーチを訪れるようになり、概ね宗教の世界に関する調査を依頼してきた。矯正会の調査を依頼されたのは事実であるが、盗聴の依頼は受けていない。
- b 被告渡邊から、妙鑑僧が盗聴されていないかの調査を依頼され、調査の結果、盗聴されていることが判明した。被告渡邊は、頻繁に帝国リサーチに出入りし、福田政とも親しく話す件になった。
- c 平成3年ころ、X の調査を依頼されたが、盗聴はしていない。しかし、盗聴を行ったような報告書とそれに見合う請求書を作ってくれと頼まれた。当時も被告渡邊は少し金に困っている様子であり、おそらく調査費の中から金をくすねることも考えているのだろうなあと予測はついた。
- ② X 訴訟における平成11年7月15日の証言（乙八第16号証）
- 要旨次の証言をした。
- a 帝国リサーチの従業員数は、約20名であった（帝国リサーチが相当数の社員を擁していたことは、被告渡邊の後記陳述書（乙ホ第14号証）に

も具体的記載がある。))。

- b 被告渡邊のことは、部下の調査員を通じて、昭和61年ころ初めて知った。福田自身が直接の面識をもったのは、事務所を移転した昭和62年ころより後であり、平成元年ころと思う。当時、被告渡邊は、朝正会の調査を依頼してきていた。同会は、被告渡邊の所属する団体と敵対する団体とのことであった。
- c 原告大草との面識は、平成2年9月ころ、妙観講の電話が盗聴されているかどうかを調査した際が初めてである。それ以前に会ったことがあるかどうかは覚えていない。妙観講の調査は、被告渡邊から頼まれた。
- d X に対する調査は、被告渡邊から依頼されたものであり、背後に原告大草からの依頼があったのかどうかは分からない。簡単な身元調査程度のものである。
- e 前記報告書中、手書きのものは、福田政が書いたものであり、被告渡邊に見せて、被告渡邊の指示で書き加えるなどしたのが印刷された報告書である。その内容は、料金に見合うように書いたものであり、被告渡邊の求めに応じて書いたのだったと思う。
- f 金額が異なる前記請求書は、被告渡邊に対し、宛名のないものを先に送り、その後、被告渡邊宛の請求書を作成した。請求書の金額は、被告渡邊が手に入れたい金額として被告渡邊から言われた金額だったと思う（前記陳述書〔乙八第18号証〕には、「渡邊から、誰かに見せるので、盗聴を行ったような報告書と、それに見合うような請求書を作ってくれと頼まれた」旨記載してあるが、証言に際しては、想像したにすぎないと趣旨を変

えて供述したり、また、そのように頼まれたのは事実であるなどと述べたり、曖昧な供述をしている。また、上記陳述書には、続けて、「当時、渡辺は、金に少し困っている様子であり、おそらくは調査費の中から金をくすねることも考えているのだろうなあと予測はつきました」と記載されているが、これは、後に想像したことに基づかないと趣旨を変えた供述をした。).

g 被告渡邊から水増しした金額の請求書を作ってくれるよう求められたのは、調査費の中から金をくすねるためであったろうと思う。当該の依頼については、資金の出し手が被告渡邊以外の者であることは認識していた。しかし、妙観講の役員であることは知らなかった。

h 実際には、盗聴はしていないし、受領した金員は、何十万円かだと思う。

i 「宣徳寺、秋元広学の件」とは、同寺に出入りする人の写真を撮った程度のもものではなかったかと思う。「妙泉坊の件」も「名古屋出張」も盗聴の検査だったと思う。

j 妻が被告渡邊に送った本件FAX文書については、帝国リサーチから送信されたことは間違いないが、具体的記憶がない。

k 前記料金・報酬表に、「電話傍受」とあるのは、盗聴のことである。また、依頼主の立会なしに盗聴器を取り付ける料金が記載されているのは、そういうこともあるかなという想定で記載してあるだけで、実際に盗聴器を依頼主の立会なしに取り付けたことはない。

③ Y 訴訟における平成14年11月12日の証言（乙八第22号証、乙ホ第61号証）

同証言中には、次のような要旨の部分がある。

- a 平成3年秋ころ、被告渡邊が、大石寺内に盗聴器を取り付けるため、帝国リサーチの辻榮三郎と一緒に大石寺に行ったとの事実は、後に、そういうことがあったかのように聞いた。
- b 帝国リサーチが発行した被告渡邊宛の平成3年12月9日付請求書（乙口第2号証、乙八第10号証）には、「妙泉坊の件」として5万円の請求が記載されているが、盗聴検査の請求書であると思う。原告大草から依頼されたのではなく、被告渡邊から依頼されたのだと記憶する。
- c 被告 Y に対する調査は、帝国リサーチではしていないと思う。
- d 平成3年、平成4年当時、帝国リサーチの従業員数は、約20人であった。

④ 福田政の供述の評価

- a X に対する調査が盗聴でないとの証言部分、宜徳寺の調査が盗聴でないとの証言部分、被告 Y に対する調査は帝国リサーチではしていないとの証言部分は、客観的証拠に反し、不自然であって措信し得ない。被告渡邊が妙観講の役員であることを知らなかったとの証言部分も、辻の供述、前記「妙観」のインタビュー記事が掲載された経過等に照らし、到底措信し得ない。
- b 原告大草と面識ができた時期につき、原告妙観講の電話が盗聴されているかどうかを調査した際が初めてであり、それ以前に会ったことがあるかどうかは覚えていない、原告妙観講の盗聴調査の時期は、平成2年9月ころであると供述するが、同盗聴調査は、平成元年6月に行われたとされて

いる（乙二第51号証「妙観」）のであり、上記供述部分は、にわかに
措信し難い。

- c なお、原告大草本人は、前記請求書に記載された「妙泉坊の件」は、盗
聴の依頼ではなく、盗聴検査の依頼である旨証人福田政と同旨の供述をす
るが、これを依頼したのは、被告渡邊ではなく、原告大草自身が依頼した
旨述べている。証人福田政が、原告大草自身が認める点についても否定し
ていることは、原告大草に累が及ぶことを回避するためであると疑うべき
事情であると解する余地がある。

(2) 辻榮三郎の供述

① 平成13年2月13日付陳述書（甲第120号証、乙本第19号証）

同陳述書中には、要旨次の記載がある。

- a 昭和62年帝國リサーチに入社した。当時の従業員数は、七、八名であ
った。平成3年10月、福田政と妻と息子だけで仕事をしていくことにな
り、福田政所長から、従業員に対し、全員辞めてほしいとの話があり、退
職した。その後、平成4年3月下旬から原告大草の要請で大石寺の警備立
上げに加わった。
- b 被告渡邊は、時期は確かでないが平成元年ころ、宗教者として、顕正会
の実態調査を依頼してきた。在職中、被告渡邊の依頼で盗聴したことはな
い。被告渡邊の話は殆ど捏造である。妙観講が盗聴されていたことの記録
ビデオ（乙本第192号証）を作成したこと、被告渡邊と同行して大石寺
の盗聴調査に行ったことは事実であるが、前日、被告渡邊を自宅に泊めた
ことはない。被告渡邊を自宅に泊めたのは、平成4年2月か3月ころであ

り、また、自宅は、在職中は中野にあり、退職後、代田に移ったが、代田橋ではない。大石寺に行った際、小川住職には会ったが、挨拶もしておらず、会話は全くしていない。平成4年2月末、被告渡邊から電話があり、原告大草と会った。大石寺で警備会社を立ち上げたいとの話で協力を求められ、報酬等について話し合った。後日、埋境坊で小川住職にも紹介された。しかし、警備の仕事の指導をした程度で、平成4年4月下旬で原告大草や原告妙観講との関係は途絶えた。

c 平成4年8月18日に被告渡邊の父親の通夜に出席したことはない。

d 小川住職宛に書いた平成4年4月29日付の前記4(3)①の書面は、自分の筆跡であるが、記憶にない。

② 本件における証言

a 妙観講の盗聴調査は、平成元年と平成2年6月、平成2年9月27日の3回行われており、3回目にNTT等も呼んで記録したことは、原告大草も認めるところである（乙口第27、第28号証、第32号証の1ないし3、乙口第34号証の1ないし3、乙ホ第41号証）が、証人辻は、3回のうち2回しか記憶がない、2回目に撮影したビデオ（乙ホ第192号証）に写っているのは自分である。しかし、このビデオを撮影したときにはNTTには断っていない、時系列は明瞭でないが、別にNTTを呼んで調べたこともある旨供述した。

b 陳述書で他の社員が辻をとばして梶田社長の指示で被告渡邊から受けた盗聴をすることはあり得ない旨述べているのは、被告渡邊からの依頼の案件は、帝国リサーチ内では自分が担当していたからであると供述したが、

後に、被告渡邊からの依頼の案件を帝国リサーチ内では自分だけが担当していたということはないとも供述した。

c その他、要旨次の供述をした。

(a) 平成元年ころ、被告渡邊から、顔正会の調査を依頼された当時、被告渡邊が顔正会と敵対する妙観講の幹部であることは知っていた。しかし、顔正会の■■■■宅の盗聴には関与していない。

(b) 帝国リサーチは、平成3年10月には辞めた。大石寺の盗聴調査に行ったのは、平成3年の春、帝国リサーチに在職中だと思う。調査に行くことは福田社長から指示されたのであり、被告渡邊からではない。特定の箇所への盗聴調査ではなく、大石寺全体の盗聴調査として行った。

(c) 大石寺内で電話のケーブルが入っている地下をあけて中を覗いたが、無数のケーブルがあり、調査不能だと思ったが、被告渡邊に対しては、配線が多すぎるから特定の電話を盗聴することは不可能だと述べた。理境坊も含めて、器具を用いた調査は大石寺では行っておらず、目視で調べただけである。大石寺外部の電話線等については検討していない。

(d) 平成4年3月に被告渡邊方にその父親の弔問に行ったことはない。

③ 辻栄三郎の供述の評価

a 平成3年10月に従業員が全員解雇され、福田社長、妻、長男の3人で仕事を続けることになり、このとき自分も辞めているとの供述は、何ら客観的裏付けがない上、平成4年に至っても約20名の従業員がいたとの福田政の前示証言にも反し、X宅に関する「特殊実態調査報告書」末尾決裁印欄に福田以外に2名の印が押捺されている事実、帝国リサーチが原告妙

説諭から依頼されて行った平成4年1月の大石寺周辺の右翼の調査を辻が担当している事実にも反するものであって、本件客観的証拠上、平成3年11月からの盗聴が明らかであることに照らすと、その直前には帝國リサーチを退職していたから自分は関係がないとの趣旨で述べているにすぎないと解する余地が十分あり、にわかに採用することができない。

- b 平成4年3月に被告渡邊方に尋問に行ったことがないとの供述も、前記會葬者芳名録に辻の記載と認められる署名があること、被告渡邊の供述に照らし、措信し得ない。
- c 大石寺が盗聴されていないかを帝國リサーチとして調査することが目的で出向いたというにもかかわらず、器具を用いるなどの調査は一切行わず、単に地下ケーブルの様子を目視して見ただけであるとの供述部分は、不自然であって措信し得ない。
- d しかし、大石寺の調査に関しては、目的が盗聴をすることではなく、盗聴されていないかの調査であったとする点を除き、被告渡邊が一貫して述べている妙泉坊の盗聴企図に関する供述に基本的部分で合致しており、特に、地下ケーブルの状態を調べ、特定の電話回線を特定して盗聴することは不可能と判断されたという被告渡邊の供述とは、その限りで符合しており、被告渡邊の供述の裏付とみることができる。
- e また、顕正会に対する実態調査を担当したことなども被告渡邊の供述の裏付とみることができる。

6 背景事情と先行訴訟

(1) 日蓮正宗と創価学会との対立関係

日蓮正宗と創価学会とが、平成2年末ないし平成3年初め以降、表面立った対立関係にあることは当事者間に争いがない。日蓮正宗は、その後、平成3年10月17日には、全国教師代表者会議で創価学会に対する処分要望書を提出するよう求められ、創価学会に対し、平成3年11月7日には解散勧告書を、同月28日には破門通告書を送付している。

(2) 日蓮正宗と創価学会の関係に関する創価学会側の認識

原告大草本人は、「C作戦」なるものは存在しなかったと確信していると述べているが、創価学会側では、日蓮正宗内部に「C作戦」が存在すると認識していた。

① 創価学会側によると、日蓮正宗の阿部法主が、平成2年7月18日に大石寺に7名の高僧幹部を集めて、創価学会を日蓮正宗から分離し、切り崩すことを話し合ったとされる。出席者とされる河辺慈篤が会議の内容を記録したとされるメモ（乙ホ第28号証〔いわゆる河辺メモ〕）が存在し、その後、公表された（乙ロ第16号証の1、2、乙ホ第87号証〔平成6年1月1日付創価新報の記事〕）。平成3年11月9日付聖教新聞（乙ロ第17号証、乙ホ第89号証）には、日蓮正宗関係者からよせられたとする「創価学会分離作戦（C作戦）」と題する書面が掲載され、これを引用して、「昨年夏に宗門内で創価学会切り捨ての策謀である『C作戦』が用意されていたことは周知のとおりであるが、『C作戦』の全容が明らかになったことにより」云々との記事が掲載されている。

② 平成3年1月25日付週刊朝日（乙ロ第18号証、乙ホ第86号証）にも、「日蓮正宗・創価学会の全面戦争第2弾」と題する記事が掲載され、双方が

ら取材した内容が掲載されている。

- ③ 平成3年11月24日付週刊読売（乙六第118号証）にも、「創価学会 VS 総本山全面对決」と題し、平成3年8月に日蓮正宗の全国教師指導会で、阿部法主が創価学会からの脱会を勧進するよう末寺住職に言ったことなどが双方からの取材を交えて掲載されている。

以上からも、創価学会側では、日蓮正宗内部に「C作戦」が存在すると認識していたことは明らかである。

(3) 被告渡邊と原告大草、原告妙親講との関係等

- ① 被告渡邊は、原告大草とは、被告渡邊が中学生、原告大草が高校1年生のときからの長い付き合いがある。被告渡邊は、千葉工業大学中退後、会社勤めをしていたが、昭和63年、原告大草に誘われて、曉鐘編集室で働くようになった。

被告渡邊は、昭和49年12月に日蓮正宗に入信した後、昭和55年8月、原告妙親講の結成時にその職員となり、原告妙親講の理事、支部長、庶務部長、教学部長等の役職を歴任した。

- ② 被告渡邊の原告妙親講における地位は、変遷があるものの、池田大作が総講頭から誦免される3か月前である平成2年10月当時、妙親講の支部長に返り咲き、支部長兼教学部長という原告大草に次ぐ地位にあり、積極的に法論等の活動をしていた。

- ③ 原告大草は、もとは創価学会の会員であったが、昭和48年ころ、創価学会を退会して法華講員となり、昭和55年8月、原告妙親講が結成されて以来、原告妙親講の「講頭」（代表者）である。

④ 被告渡邊は、原告大草とは、同原告が日蓮正宗創価学会に入会する前からの付き合いがあり、同原告の個人的なスキャンダルの後始末等も頼まれていたとして、乙八第21号証（当該女性の日記と称するもの）等を提出している。

⑤ 逆に、被告渡邊は、原告らによると、平成3年2月1日、女性問題の不行跡を理由として妙観講から戒告処分を受けたとされる。そして、原告大草は、平成3年5月ころ、上記処分を繰り上げる形で、被告渡邊を妙観講講員として活動停止処分にしたと供述するが、その後も、被告渡邊は、平成3年5月18日にも、妙観講講員として被告 Y と法論をしており、平成3年9月下旬にも、妙観講講員として創価学会青年部員と法論をしているのであって、原告大草の上記供述内容とは矛盾した行動をとっている。平成3年9月25日に被告渡邊が妙観講の一員として法論に参加していることについては、乙八第35号証（被告渡邊の原告大草に対する報告書）の裏付もあり、同号証には、妙観講は、当面の活動目標を創価新報、聖教新聞を廃刊に追い込むところにおく旨の記載がある。また、被告渡邊は、平成3年9月ないし10月ころまで、曉鐘編集室の一員として給料をもらっていた。

⑥ 平成4年2月、被告渡邊は、妙観講を除名するとされた（その法的効力いかんは措く。）ものの、理境坊小川住職の直屬信徒として活動を続けていた。当時、被告渡邊は、小川住職から創価学会幹部と付き合いでよいと許可をもらったと称して、創価学会会員に積極的に接触し、他方、被告 Y も、平成5年5月に[]に配属されてからは、創価新報のネタとなる情報を得るため、被告渡邊と接触し、被告渡邊も、法華講員内では、日蓮正宗全体

の情報が得られないとして、被告 Y に接触していた。

⑦ 平成5年6月22日には、小川の名で、講員各位に対する「お知らせ」と題し、「元講員渡邊茂夫氏については、先にお知らせしましたように、妙観講を除名とし、理境坊の信徒としての身分を残し、反省懺悔をいたすよう謹慎を命じ今日に至っております。従って講員各位には、理由もなく彼と接触することのないよう、再度ご注意申し上げます」とする書面が原告妙観講の拠点の掲示板に張り出された。

⑧ 被告 Y 宅の盗聴が行われた平成3年5月、宣徳寺、妙泉坊、X 宅の盗聴又は盗聴未遂が行われた平成3年10月から12月当時、被告渡邊は、前記のとおり、原告妙観講講員として積極的に活動していたものである。

⑨ その後、各先行訴訟が提起され、被告渡邊が盗聴の事実を認め、しかも原告らの指示によると供述した後間もない平成13年7月19日、被告渡邊は、日蓮正宗の信徒からも除名されている(乙水第57号証、同第58号証の1、2、同第59号証)。

(4) 帝国リサーチ、辻栄三郎と原告大草、被告渡邊の関係

① 帝国リサーチは、本件盗聴を実行した会社である。

② 平成元年ころ、妙観講が盗聴されているのではないかとの疑いから、帝国リサーチに依頼して、妙観講前の電柱の端子箱(通称「ブラックボックス」。以下、単に「ブラックボックス」という。乙二第29号証の1)を開いて調べたところ、隣接するマンションに電話線が引かれていることが分かり、翌年、NTT職員立会のもとで再調査が行われたという事件があった(乙二第29号証の3、4、同第51ないし第53号証)。その関係で作成された調

査報告書等（乙ホ第47ないし第50号証）が存在し、また、ビデオテープ（乙ホ第192号証）が存在する。

③ 昭和63年から平成元年2月にかけて、日蓮正宗と対立関係にあった顕正会の幹部■■■■宅が帝国リサーチによって盗聴された事件があった。同盗聴テープは、被告渡邊が原本を所持し、うち3本が証拠提出されたが、被告渡邊は、同盗聴テープは他にも沢山あり、武蔵小金井の妙観講旧本部2階の曉鐘編集室の資料室に積み重ねて保管されていたと述べている。

④ 平成4年1月、原告大草は、帝国リサーチに依頼して、右翼の状況を調査した。調査を担当したのは、辻栄三郎であった（乙二第54号証の1、2は、辻が撮影した写真とその裏面に同人が記載したメモである。）。

⑤ 平成4年3月初めころ、原告大草は、辻と面談し、右翼が大石寺に嫌がらせに来ているので、大石寺で警備会社を立ち上げたいということなので力を貸してほしい、その間の辻の報酬をどうするかなどを話し合った。辻に対する連絡は、被告渡邊がとっている。

⑥ X 訴訟では、原告大草側で、乙ホ第19号証（辻栄三郎の陳述書）を入手して証拠提出した。

(5) 先行訴訟の経過

① X は、平成8年4月ころ、何者かから、自宅が盗聴されたことを示す以下の資料を送付されて盗聴されたことを知ったとして、原告大草、被告渡邊、帝国リサーチらに対する損害賠償請求訴訟（X 訴訟）を提起した（甲第1号証）。

a X の電話による会話が録音されたテープ2本

b 録音テープの反訳文

c 帝国リサーチ作成の X 宅盗聴等に関する調査報告書

d 「X に関する内定調査」と題する書面

e 帝国リサーチの特殊調査の料金・報酬表

f 帝国リサーチ作成の請求書

g 本件FAX文書

h 帝国リサーチから被告渡邊に対する平成8年2月19日付配達証明郵便

② 同訴訟において、X は、平成3年12月23日及び同月25日の X 宅の電話による会話が録音されたテープの反訳文（乙ホ第94、第95号証）を提出した。

③ また、被告創価学会は、本件訴訟において、平成8年2月ころ、被告 Y が被告渡邊から受け取り、被告創価学会に交付したものとして、平成3年12月23日、同月25日の X 宅の電話による会話が録音されたテープ2本、被告創価学会代理人が反訳した反訳文（乙二第17、第18号証）を提出し、被告報恩社は、僧侶「A」から受け取ったものとして、同様に X 宅の電話による会話が録音されたテープ2本（乙ホ第5、第6号証の各1）を提出した。

④ 被告渡邊は、X 訴訟において、X 宅の盗聴を帝国リサーチに依頼し、これに基づき X 宅の盗聴が行われたことを認め、平成3年5月10日から同月17日までの間、被告 Y 宅の電話の盗聴が行われた旨の陳述書、当該盗聴を録音したテープの反訳文を提出した。

⑤ また、被告 Y は、本件訴訟において、X 訴訟で提出された証拠の一

部であるとして、平成3年5月10日、同月12日、同月15日、同月16日の被告 Y 宅の電話による会話が録音されたテープ4本の反訳文を提出した。

⑥ 被告創価学会は、本件訴訟において、平成8年2月ごろ、被告 Y が被告渡邊から受け取り、被告創価学会に交付したものであるとして、平成3年11月13日、同月14日、同月15日、同月16日、同月17日、同月19日、同月20日の宣徳寺の電話の会話を盗聴した内容を録音したテープ7本、これを被告創価学会代理人において反訳した反訳文（乙二第10ないし第16号証）を提出し、被告報恩社は、僧侶「A」から受け取ったものであるとして、同月19日ごろ宣徳寺の電話による会話が録音されたテープ1本（乙二第7号証の1）を提出した。

⑦ 被告渡邊は、帝国リサーチに対し、平成2年10月1日、特別会員の年会費として、360万円を支払い、平成3年8月7日、71万2245円を株式会社東海銀行（当時の商号。以下、銀行の商号、支店名については当時のものによる。）西荻窪支店から、同年12月12日、370万800円をさくら銀行西荻窪支店から、平成4年2月25日、362万円を富士銀行西荻窪支店から、帝国リサーチの銀行預金口座に振込入金した。

⑧ 被告渡邊は、先行訴訟において、原告大草の依頼に基づき、帝国リサーチに依頼して、宣徳寺、X 宅、被告 Y 宅の盗聴等を実行したと述べた。

（6）「勝ち鬨」、「地涌」の記事の掲載

① 平成7年11月から平成8年2月にかけて、原告らが宣徳寺、X 宅の電話を盗聴し、又は妙泉坊の電話の盗聴を試みたとの記事が、本件勝ち鬨に掲載

載された（甲第28ないし第33号証）。

- ② 平成8年1月26日付「地消」にも、原告らが宣徳寺に対する盗聴をして
いた旨の詳細な記事が掲載された。

7 被告渡邊を除く被告側関係者の供述とその信用性

(1) 被告報恩社北林芳典の説明

被告報恩社代表者北林芳典は、被告報恩社の資料入手経緯、取材、判断に関し、要旨次のとおり説明する（陳述書〔乙本第12号証、第28号証の1、第128号証〕を含む。）。

- ① 北林は、昭和37年10月から創価学会会員であり、被告報恩社（葬儀社）を経営している。宗教問題に関する取材、著作を継続してきている。

- ② 北林は、昭和58年ころから情報を交換していた僧侶「A」から、平成7年12月、原告らが被告渡邊を介して依頼した帝国リサーチが、宣徳寺、X宅の電話を盗聴し、妙泉坊の電話を盗聴しようとした旨の情報を得、その裏付として、次の資料を受け取った。なお、これらの情報、資料を直ちに公表すると「A」が特定されてしまうので、情報、資料が出回るまで1か月ほど公表は待つてほしいと言われ、その旨約束した。

a 本件請求書1、2（乙本第1号証の1、2）

b 本件FAX文書（乙本第2号証）

c 「X に関する内定調査」と題する書面（乙本第3号証）

d 帝国リサーチ作成の X 宅盗聴等に関する調査報告書（乙本第4号証の1）

e 帝国リサーチの特殊調査の料金・報酬表（乙本第4号証の2）

f 帝国リサーチ作成の「予組経費単価表」(乙ホ第4号証の3)

g X 方の電話盗聴テープ2本(乙ホ第5, 第6号証の各1)

h 宣徳寺の電話盗聴テープ1本(乙ホ第7号証の1)

③ 北林は、「A」から入手した上記資料を分析して、原告らが盗聴に関与していると判断した。その分析経過、具体的内容は、乙ホ第128号証に詳細に記載されている。なお、上記資料は、「A」が信頼できる者から入手したと言った。その者には会っていないし、名前も聞いていない。

宣徳寺の盗聴テープは、会話の内容等から、宣徳寺の電話を盗聴したものであること、秋元の会話があることが分かり、また、会話中で、平成3年1月18日発売の「サンデー毎日」(乙ホ第120号証)の記事、地震(乙ホ第121, 第122号証)があったことに言及していることから、平成3年11月19日に録音されたものと特定し得た。

X の盗聴テープは、ラジオ放送が混入しており、番組の内容や放送内容から、平成3年12月22日の番組放送中(乙ホ第123, 第124号証)、同月24日の放送中(乙ホ第125号証)の会話であることが特定し得た。

また、本件FAX文書に「本山に出す」との記載があることから、盗聴の真の依頼者が大石寺であること、その意を受けて、被告渡邊が帝国リサーチに依頼したという関係にあることが分かったと判断した。そして、X については、阿部法主と山崎との関係に関する「新雑誌21」の記事から、創価学会のスパイであるとの嫌疑が決定的になったものとみられ、盗聴の動機が十分であると判断した。また、平成2年7月のC作戦謀議が、平成3年1月には、創価学会側の知るところとなったこと、秋元、八木がC作戦謀議の一員であ

ること、秋元が渉外部長として創価学会との接点が多いこと、秋元、八木が創価学会寄りであるとの噂が日蓮正宗内にあったことなどから、秋元に対する盗聴、八木に対する盗聴未遂が日蓮正宗側から行われたと判断した。これらの盗聴は、「地涌」に日蓮正宗内部の情報が次々と掲載されていることから、情報漏洩のルートを特定しようとして実行されたと判断した。

④ 平成8年当初からの「地涌」の報道は具体性があり、日蓮正宗内部の者によるリークと考えられた。だから、原告ら側が「地涌」の報道の情報提供者が誰かを知りたいと思うのも無理はないと考えた。C作戦の謀議に関わった者（河辺が書いたといういわゆる「河辺メモ」〔乙ホ第28号証〕に記載された7人）が、内部告発者として、盗聴の対象とされたのであろうと考えた。

⑤ 北林は、「A」との約束どおり、「A」からの情報、資料の提供から1か月ほど経った後、「地涌」に情報、資料を提供した。

a 平成8年1月26日号「地涌」（甲第2号証）は、北林からの情報提供に基づく記事であり、原告大草が秋元宅の電話を盗聴した旨の記事が掲載された。

b 平成8年2月1日号「地涌」（甲第3号証）も、北林からの情報提供に基づく記事であり、原告妙観講が民間人とその妻宅の電話を盗聴した旨の記事が掲載された。

c 平成8年2月5日号「地涌」（甲第4号証）も、北林からの情報提供に基づく記事であり、原告らが太石寺主任理事八木の電話盗聴を計画した旨の記事が掲載された。

d 平成8年2月以降の創価新報の記事（甲第5ないし第8号証）の情報は、

北林が直接提供したものではない。

⑥ 続いて、平成8年2月1日付「慧妙」が出ると間もなく、第三文明の松下 壮一編集長から問合せがあり、同人にも情報を提供した。テープのダビングしたものも渡した。上記「慧妙」の記事は、証拠隠滅工作だとの考えも話した。

⑦ 平成9年6月20日、X 事件が提訴されたが、亡くなる1週間ほど前のX（平成9年7月22日死亡）から、被告渡邊が原告大草から指示されてやむなくやったと謝っているという聞き、被告渡邊から直接取材した。その取材メモが乙ホ第10号証の1、2であり、後に報告書に纏めたのが乙ホ第12号証である。当時は、被告渡邊が提訴を受けた当初、盗聴を否認していたこと（平成9年9月3日付答弁書。甲第105号証の2）は知らなかった。乙ホ第10号証の1は平成9年8月21日付、同号証の2は平成9年9月8日付であり、上記否認の答弁書が提出された時期の直後である。

⑧ 北林は、平成9年8月21日、同年9月8日、取材スタッフ1名を同行して被告渡邊を長時間にわたって取材した。その取材メモが、乙ホ第10、第11号証の各1、2である。

8月21日の第1回取材の際には、被告渡邊は、妙親講の組織、活動状況、資金状況、妙親講幹部の人間関係、原告大草との関係、顕正会の盗聴を帝国リサーチに依頼し、妙親講の資金総額1000万円ほどを支払ったことなどを具体的に説明したが、阿部法主からの指示に基づいて盗聴したのではないかとの北林の質問に対しては一旦否定し、宝徳寺、X 方、妙泉坊の盗聴関係の費用は誰が支払ったか知らないと述べた。しかし、その後、阿部法主の

指示がない限り、秋元や八木の盗聴はできないなどと追求すると、これを認めたものの、オフレコにしてくれと述べた。

9月8日の第2回取材の際には、被告渡邊は、小川住職の特命で、創価学会側からの情報を被告 Y から得て、小川住職に報告していたと述べ、被告 Y との付き合いの経過、被告 Y に案内されて聖教新聞社に行った際、無断で創価学会側の法論のマニュアルを持ち帰り、小川に送ったこと、原告大草が日蓮正宗本山に行つて了解をとったとして盗聴を実行したこと、妙泉坊の盗聴ができなかった経過等を含めて各盗聴の状況等につき知っていることを詳細に話した（北林が聞いたとする内容は、被告渡邊がその後供述等している内容とはほぼ一致する。また、上記法論のマニュアルについては、平成6年2月15日付「慰妙」〔乙ホ第13号証〕に論評が掲載されており、被告渡邊の供述の裏付けとみることができた。）。

- ⑨ 2回目の被告渡邊の取材の後、大石寺における被告渡邊と辻の動線を検討すべく、大石寺を取材した。大石寺の従業員に話を聞くと、平成3年当時、静岡電話工業と管理契約をしていることが分かった。同社抜きで電話調査はないだろうと考えた。大石寺の周囲を見て回り、外部に出ている電話配線の状況（当時書いた図面が乙ホ第127号証である。）から、大石寺全体の盗聴を試みるのであれば、電柱にブラックボックスがある敷地外の特定の箇所に盗聴装置を付けるであろうとみたが、被告渡邊と辻の動線から外れており、特定の坊（妙泉坊）のみの盗聴を試みたとの被告渡邊の告白に信用性があると判断した。また、妙泉坊は大石寺境内にあり、無断で盗聴することは困難であつて、原告大草の指示により、小川住職の了解のもとに盗聴を試みたと

の被告渡邊の供述には合理性があると判断した。

⑩ さらに、北林は、平成11年9月3日にも、被告渡邊から3度目の取材をした。これは、同年10月21日に証言することが決まったので、前回、オフコにしてくれと言っていた被告渡邊が真実を話すか心配になったからである。前回同様、取材スタッフ1名を同行して被告渡邊から長時間にわたって取材し、真実を話すよう説得したところ、最終的に、被告渡邊は、被告Yの自宅の電話を盗聴したこと、しかし、他には創価学会幹部の盗聴をしたことはないと述べた。乙水第23号証の2は、その際の飲食代の領収証である。

⑪ 平成11年10月21日被告渡邊が法廷で証言した後、11月になって、第三文明の平本編集長から取材があり、同人に対し、被告渡邊とのやり取りの経過を含めて情報を提供した。平本からは、被告渡邊に直接取材したいという話があったが、危険なグループなので、自分も盗聴等の被害を受ける覚悟があると指摘して、やめた方がよいとアドバイスした。

⑫ 北林は、上記資料と「A」、被告渡邊の取材、大石寺の現地調査の結果を検討し、原告らによって組織的に盗聴が行われていると考え、宗教団体が盗聴を行ったという公共の利害に関する事実につき、専ら公益を図る目的で、被告報恩社から本件地涌を含む「『地涌』選集下巻」を発行した。

⑬ 以上の北林の供述については、特に客観的証拠に反する矛盾した点等はなく、供述の信用性にかかわる疑問点は、信侶「A」の具体的氏名をあかさなという点以外には見あたらず、全体として措信し得るものというべきである。

(2) 被告 Y の説明

被告 Y 本人は、要旨次のとおり説明する（陳述書、Y 訴訟における被告本人としての供述〔乙八第23ないし第25号証〕を含む。）。

① 被告 Y は、昭和36年8月に創価学会に入会し、平成3年5月ころ、被告創価学会の学生部[]となり、平成4年1月以降、聖教新聞社に勤務し、平成5年5月から、新聞編集局[]に配属となり、木村芳幸[]室長のもとで、創価学会青年部機関誌である「創価新報」の日蓮正宗関係の記事の取材、編集に携わってきた。その後、[]に配属となり、現在、聖教新聞社の編集局[]副部長である。

② 平成3年4月28日、被告 Y は、八王子で行われた創価学会と原告妙観講との法論（その状況を被告渡邊が原告大草に対して報告したものが乙八第34号証であるが、議論の対象となった事柄は同書面に記載されているようなものであった。）に出席し、被告渡邊と出会った。被告 Y は、被告渡邊が普通の法華講員より宗門の歴史や教学についての知識があるとの印象をもった。その後、被告渡邊は、頻繁に被告 Y に電話をかけてきて、「地涌」作成に関わっているのではないかと、中野毅、野崎勲との関係を探ねたりしてきた。

平成3年5月18日、原告妙観講との2度目の法論をすることになったが、原告妙観講側は、被告渡邊と佐藤副講頭が出席した。今にして思えば、被告

Y 宅の盗聴の結果を踏まえて、原告大草が妙観講のナンバー2とナンバー3に被告 Y を見極めさせようとしたものと思う。さらに、平成3年9月25日、被告渡邊は、当時の原告妙観講支部長らとともに創価学会員と法

論を行い、創価学会員らを圧倒したことが創価学会側に記録されている（乙八第35号証）。

以上のとおり、被告渡邊は、創価学会員と活発に法論を続けており、また、被告 Y が法華講員と法論をした後には、被告渡邊が被告 Y 宅に電話で様子を見てくることがあった。したがって、当時、被告渡邊が妙観講の法論の中心となっていたことは明らかである。

- ③ 平成4年4月、被告渡邊から電話があり、平成4年2月に妙観講を除名となり、理境坊小川住職の直属信徒となったこと、3月に父親を亡くしたことなどの話を聞いた。そのため、同年5月、被告渡邊宅を弔問に訪れ、以後、渡邊から、小川住職は、原告大草と被告渡邊の両方を立てながら、主導権をとろうとしているとか、小川住職からは、創価学会の情報をとるために創価学会の青年部幹部と接触してよいと言われているなどの話を聞くようになったが、あくまで理境坊の直属信徒であると述べていたので、警戒しながら付き合い合っていた。その後、被告渡邊と小川住職との関係が次第に悪化していった経過も聞いた。この間、被告渡邊から得た情報が事実と合致していることがあり、次第に被告渡邊の言を信用するようになった。

- ④ 平成8年1月初め、「勝ち鬨」の記事から、被告渡邊に脅迫文が来たことを知り、被告渡邊に尋ねたところ、被告渡邊は、原告妙観講からの脅迫であると述べ、当該脅迫文（乙八第37号証）をファックスで送ってきた。続けて、平成8年1月26日付の「地涌」（本件記事番号1。甲第2号証）に宜徳寺（秋元広学）の盗聴の件が掲載されたので、被告 Y が、被告渡邊に尋ねたところ、被告渡邊は、裏付証拠もあると言いつつ、具体的な説明はし

なかった。

⑤ 平成8年2月12日ころ、日蓮正宗内に宣徳寺の盗聴について、妙徳寺住職椎名法昭から、電話盗聴録音テープと解説文が出回っているとの情報があり、椎名から、解説文（乙八第31号証）、反訳文抜粋（乙八第32号証）、当該テープを入手した。テープに入っている声を木村が確認し、秋元の声に間違いないと判断し、創価新報に掲載するためには、出所の明確な資料が必要であるとして、木村が被告 Y に指示して、被告渡邊を取材した。

⑥ 被告渡邊からの取材経過は、次のとおりである。

a 被告 Y は、被告渡邊方を訪れ、被告渡邊を説得して、資料の提供を受け、説明を聞いた。受け取った資料は、乙八第6、第8ないし第15号証、乙二第10ないし第16号証の各1（宣徳寺の盗聴テープ7本）、乙二第17、第18号証の各1（X宅の盗聴テープ2本）、乙二第32ないし第35号証、乙二第46ないし第50号証、乙二第56号証である。なお、当時、被告渡邊は、創価学会の幹部も盗聴したと述べていたが、誰を盗聴したかは言わず、それが被告 Y だとはあかさなかった。

b 被告 Y は、被告渡邊からの説明により、帝国リサーチからの本件請求書1（乙八第9号証）、本件FAX文書（乙八第8号証）から、被告渡邊以外の者が費用を出したことは真実であると確信した。被告渡邊は、原告大草からも、小川からも、日蓮も承知のことである旨言われたと具体的に述べた。また、本山に X の件だけの請求書を提出したのは、宣徳寺や妙宣坊の分まで出すと、本山の実務のトップである八木に知られてしまうからであると判断した。請求書の宛名が、原告大草や原告妙徳寺でなく、

被告渡邊とされたのは、万一、発覚した場合に備えてのことであると判断した。辻の小川生職宛文書（乙八第15号証）について、被告渡邊から、辻は、盗聴技術のプロだと聞いた。

c X、宣徳寺、妙宣坊を盗聴した理由については、Xは、とかく二重スパイ、三重スパイなどと言われることがあった人物である。さらに、八木については、Y作成の文書中で、八木を特別扱いしているかのように受け止めたためらしい。秋元についても、渡邊との会話の中で、Yの些細な発言から、渡邊がそのように受け止めたのかもしれない。

d 乙二第32号証の手書報告書がもとになって、乙八第14号証の報告書になっている。また、被告渡邊から、辻栄三郎が、右翼と創価学会の関係を調査したと聞いた。乙二第35号証がその報告書であるが、被告渡邊からは、原告大草が被告渡邊に対して、創価学会のスキャンダルとして攻撃材料になるとして、調査を指示したと聞いた。同号証に出てくる車両番号等が、調査直後である平成2年2月16日付の「妙観」に出ていたものと一致したので、妙観誌の指示に基づいて行われた調査であることは間違いないと判断した。「妙観」で記事にするための調査を被告渡邊が自腹を切って単独でするはずがない。乙八第6号証によると、被告渡邊が平成2年10月1日に帝国リサーチに対し、年会費360万円を支払っているが、被告渡邊は、暁鐘の編集室の専従職員として勤務していたが、見せてくれた給与明細によると、手取りで月額14万円ほどしかなく、大金を払えるような経済状態ではなかった。また、乙八第12号証によると、360万円という年会費は、度々調査を依頼する特別会員の年会費額であるが、被

被告渡邊個人としては、頻繁に調査を依頼する事情がない。乙二第1号証は、昭和63年12月1日付の200万円の領収証であるが、当時、顕正会との闘争の時期であり、これも被告渡邊個人ではなく、組織的な盗聴費用の領収証と判断することができた。

e 被告渡邊は、被告 Y に真実を話す気になったのは、平成8年2月1日付「慧妙」(乙八第19号証)に掲載された帝国リサーチの福田の語一盗聴ではなく、張り込み調査だったとか、盗聴というなら具体的な物証を出せなどといった話一が嘘、出鱈目であったためだと言っていた。

f 帝国リサーチの福田が被告渡邊の依頼で盗聴したと認識していたのであれば、当然、被告渡邊に相談等してしかるべきであるのに、被告渡邊は、上記「慧妙」(乙八第19号証)に掲載された記事に関して、事前に何の話も受けなかった。それは、帝国リサーチの福田は、被告渡邊から依頼を受けて盗聴したのではなく、原告大草からの依頼によって盗聴したと認識していたからこそであると判断した。

㉞ 平成元年6月、平成4年11月に、妙観講が電柱の上のブラックボックスを違法に開けたことがあることは、「妙観」(乙二第51号証、乙八第38号証)にも出ている。ここに出てくる専門家というのは、帝国リサーチの辻柴三郎のことであり、平成4年11月(平成4年11月15日付妙観(乙八第38号証)には、平成4年11月12日に妙観講幹部自宅前電柱から盗聴器が発見された旨の記載がある。)には、既に被告渡邊は、原告妙観講を除名されているから、ブラックボックスを違法に開けた上記行為は、原告妙観講自身がしたことは明らかである。

- ⑧ さらに、被告渡邊が平成3年9月25日にも、他の妙観講員とともに創価学会員と法論したこと（乙八第35号証）は、当時、被告渡邊が妙観講員として行動していたことを示しており、被告渡邊が活動停止処分になっていたとの原告らの主張は虚偽であると思う。
- ⑨ 被告 Y は、被告渡邊から得た資料を木村に提出し、被告渡邊から聞いた話を説明し、検討した結果、創価新報でキャンペーンとして取り上げることが決まり、宗教団体が盗聴を行ったという公共の利害に関する事実につき、専ら公益を図る目的で、執筆を被告 Y が担当し、木村が内容を確認して、本件記事番号4ないし11（甲第5ないし甲第12号証）の創価新報の記事となった。
- ⑩ 辻は、先行訴訟で陳述書を提出し、盗聴自体を否認し、被告渡邊の父の葬儀にも出席していないと述べているが、會葬者芳名録（乙八第33号証）に記載された名前が辻の自筆によるものであることは、辻の小川住職宛文書（乙八第15号証）の署名と照合すれば明らかである。
- ⑪ 被告渡邊は、平成7年某ころ、「これ以上ハネ廻るのはおよしなさい。さもないと本当に取り返しのつかないことが起こります。」、さもないと、妙観講内におけるスキャンダルを暴露する旨の脅迫文（乙八第37号証）を受け取っている。平成7年11月16日付「慧妙」（乙八第40号証）には、「サワリだけ」「Wの研究」と記載されており、平成8年1月1日付「慧妙」（乙八第41号証）には、「Wが、このまま悪あがきをエスカレートさせるなら、『サワリ』だけでは済まなくなるかもしれない」と記載されているが、これが上記脅迫文で指摘している暴露のことを指していることは明らかであり、

上記脅迫文は原告妙鏡辯から出ていると考えられる。

② 被告 Y は、平成8年11月ころ、被告渡邊から、願正会
宅の電話による会話を録音したとみられるテープ3本（乙二第19ないし第21号証の各1）、帝国リサーチ作成の昭和63年12月1日付被告渡邊宛領収書（乙二第1号証）を受領した。また、被告 Y は、X 訴訟における X の代理人から、被告 Y 宅の電話による会話を録音したテープ9本、その反訳文（乙八第1ないし第4号証）、帝国リサーチ作成の平成8年5月25日付被告渡邊宛て領収書（乙八第5号証）の交付を受け、これを木村に提示した。

③ 以上を踏まえて、甲第5号証以下の本件創刊新報記事（本件記事番号4ないし11）を執筆した。

④ 被告 Y が被告 Y 宅も盗聴されていたことを知ったのは、X 訴訟における平成11年10月21日の渡邊供述によってである。弁護士と相談の上、平成11年12月、Y 訴訟を提起した。

⑤ 被告 Y が盗聴の対象とされたのは、「地涌」の一員とみられており、被告渡邊は、Y のことを最高機密を知っている特別の人間だと思っており、些細な発言を過大に受け取っていたためだと思う。

⑥ 「大草講頭隠時の御失脚！？」と題する文書（甲第82号証）、「流言飛語雑感」（甲第85号証）と題する文書は、被告 Y が聖教新聞社から送信したものである。「月之本魁」は被告 Y が使用している名であり、福田殺道の「日之本魁」をもじったものであるが、「勝ち鬨」に署名のある「星之本魁」は自分ではない。

⑩ 盗聴テープの反訳については、被告渡邊はワープロも打てないので、自分で作成したはずがない。

⑪ 以上の被告 Y 供述の信用性について検討するに、被告 Y の供述には、上記のとおり多くの裏付けがあり、疑ね措信し得るものというべきであり、その信用性を全体として否定すべき根拠はない。被告渡邊の供述によっても、被告 Y は、どこからでもかかってこいというボーズで、創価学会内部の事柄であっても、被告渡邊が驚くほど内部的な話を率直に話すというのであり、そのことは、被告 Y の各供述自体からも、被告 Y が盗聴された電話の中で話している内容からも十分認識することができる。

(3) 「創価新報」の実務的編集責任者である木村芳孝の説明

「創価新報」の実務的編集責任者である証人木村芳孝は、「創価新報」による取材、資料入手と編集に際しての判断に関し、要旨次のとおり説明する（陳述書〔乙二第31、第40号証〕を含む。）。

① 木村芳孝は、昭和37年に創価学会の会員となり、昭和52年6月に創価学会本部職員となり、聖教新聞社に配属された。現在、編集局次長として、「創価新報」の編集にあたっている。「創価新報」は、創価学会の青年部の機関誌であり、聖教新聞社が発行している。

② 木村は、被告渡邊とは会ったことがないが、平成3年に被告 Y と法論したことは聞いている。被告 Y は、平成5年5月から、[]配属の記者として、木村の部下となった。当時、被告渡邊は、原告妙観講から処分され、大石寺の塔中坊である理境坊の直属信徒となっていた。被告 Y は、被告渡邊と接触して、「妙観文庫」から歴史的な資料（乙八第26ない

し第28号証)の提供を受けて分析するなどして記事にしたことがあった。

平成4年2月、被告渡邊は、原告妙観講を除名されている。

③ 被告 Y は、「創価新報」の記者として、被告渡邊から取材していた。

取材目的は、日蓮正宗と創価学会の対立を背景に、日蓮正宗がいう法王の絶対性を否定するため、大正年間に法王が座を追われたことがあることの取材であった。乙八第26ないし同第28号証が、被告渡邊から被告 Y が得た資料であり、これらをもとにして、創価新報(乙八第29号証の1ないし5)で報道した。

④ 被告 Y は、平成8年2月12日ころ、もと日蓮正宗の僧侶から、日蓮正宗の宗内に宣徳寺の電話の盗聴テープの一部と解説文(乙八第31号証)が盗取っていると聞き、その交付を受け、木村に報告し、被告渡邊から取材した。

⑤ 平成8年2月、木村は、Y から、被告渡邊の取材結果を聞き、盗聴関係の資料として、乙八第6、第8ないし第15号証、乙二第10ないし第16号証の各1(宣徳寺の盗聴テープ7本)、乙二第17、第18号証の各1(X宅の盗聴テープ2本)、乙二第32ないし第35号証、乙二第46ないし第50号証等を受け取り、録音テープ中必要なものについて、記者である被告 Y に反訳文を作成させた。

これらの資料のうち、乙二第34号証は、辻栄三郎が平成4年1月24日から同月末までの間、大石寺周辺で右翼団体の動きを調査した結果の報告書であり、乙二第35号証の1ないし10は、同時期に、帝國リサーチが右翼団体、創価学会に関して調査した結果の報告書である。これらの報告書の記

載は、平成4年2月15日付「妙観」(乙二第37号証)に反映されており、また、平成4年1月15日付「妙観」(乙二第38号証)の記事の主題と共通している。

⑥ 木村は、上記のほか、平成3年当時日蓮正宗東北第1布教区の副宗務支院長であり、その後日蓮正宗を離脱した西田誠道(乙二第36号証)、平成3年当時法乗寺住職であった能勢宝道(乙二第55号証)、故雑名法昭らから取材し、平成3年当時の秋元、八木に関する情報、阿部法主が「地涌」に情報を流しているのが誰かを知っていたことなどの情報を得た。

⑦ さらに、平成8年11月ころ、被告 Y が被告渡邊から顕正会[]宅の電話による会話を録音したとされるテープ3本(乙二第19ないし第21号証の各1)、帝国リサーチ作成の昭和63年12月1日付被告渡邊宛領収書(乙二第1号証)を受領し、木村に渡した。

⑧ こうした資料と取材を総合して、木村は、盗聴が原告妙観講、原告大草の指示による組織的なものであることは間違いない、本山(大石寺)も関わっていると考えた。その理由の要点は、次のとおりである。

a. 盗聴の相手方とされた秋元、八木は、日蓮正宗から創価学会に対する情報漏洩を疑われている者であり、X については、日蓮正宗と創価学会の対立関係が表面化した直後に、X が、阿部法主の密使として反対勢力の山崎に謝ったと暴露していた件があった。そのため、反対勢力や創価学会との繋がりを探る目的があったと考えられた。

b. 被告渡邊の説明には、録音テープ等の裏付があり、請求書記載の各項目の金額の多寡等についての被告渡邊の説明も合理的に理解し得た。

- c 被告 Y の話によると、被告渡邊はつましい生活をしており、個人で請求書記載のような多額の費用を負担するほどの資力はなく、被告渡邊一人で行ったにしては規模が大きすぎる。
- d 本件FAX文書に、盗聴費用の請求書を「本山」に出すという記載があった。
- e 原告妙観講は、大石寺の警備を担当しているところ、大石寺周辺を街宣する右翼と創価学会の関係等も帝国リサーチによって調査されていた。
- f これらの資料に基づくとみられる記事が妙観講の機関誌「妙観」の平成4年2月15日付のもの（乙二第37号証）に掲載されていた。
- g 原告大草と対立した経営コンサルタント■■■■の調査も帝国リサーチによって行われていた。
- h 乙二第51号証（印刷されたが、結局、配布されなかった妙観号外。乙二第52、第53号証は原稿）にも、調査結果が載っている。
- i 盗聴や資料収集時期が、日蓮正宗が創価学会との対立姿勢を明確にした時期に集中していた。
- j 盗聴の実行者とされた辻栄三郎の理境坊小川住職宛の書面には、「妙観講との関係を白紙」に戻し、当事者を小川住職、被告渡邊、辻の3者とするとの記載があり、それまで辻が手掛けてきた仕事が原告妙観講の依頼による仕事であることを示していると考えられた。
- k 被告 Y が被告渡邊から後に入手した顕正会幹部の盗聴テープ、領収証も、顕正会との争いの先頭に妙観講の被告渡邊が立っている写真があり、妙観講からの依頼により帝国リサーチが実行したものと判断された。

⑨ 被告渡邊の説明によると、原告大草から指示されて、本山に出すものとして、正規料金による平成3年12月9日付請求書（本件請求書1〔乙八第9号証〕）を出させたが、さらに原告大草から指示されて、45%割引した同日付請求書（本件請求書2〔乙八第10号証〕）も出させたとのことであった。上記説明は、本件FAX文書（乙八第8号証）とも符合していたので、裏付もあるとして信用した。これは、被告渡邊が費用を負担するのではなく、原告大草が費用を出し、本山にも請求書がいくことを示していると判断した。また、被告渡邊の説明によると、八木の坊である「妙泉坊」に対する盗聴については、被告渡邊が属する理境坊の裏のマンホールを開けて調べた、この位置は、乙本第15号証添付図のとおり、妙泉坊とはかなり離れているので、八木が気づくことはないし、仮に気づいても、理境坊の作業にすぎないと思うだろう、しかし、マンホールを開けて調べてみると、大石寺内の電話線が地下ケーブルとなっていて、盗聴器を仕掛けることが極めて困難であることが分かったため、盗聴するのを諦めた、そのため、乙八第10号証中の「妙泉坊」（八木の坊）に対するものが出張費5万円のみとなっているというのであり、説明内容が具体的で、裏付とも符合するので信用した。

⑩ 帝国リサーチの辻栄三郎の筆跡は、右翼と創価学会等の関係に関する調査に関する乙二第34号証、「理境坊御住職様」宛の乙八第15号証、乙二第54号証の1、2の写真裏面のメモに表れていた。

⑪ その他、被告渡邊から、被告 Y を介して、顕正会の盗聴については、顕正会幹部宅の盗聴録音テープと領収証（乙二第1号証）を、Y 宅盗聴関係については、乙八第5号証（請求書写）を受け取った。

- ⑫ 帝国リサーチが行った調査は5年間に10件以上にのぼり（乙二第40号証陳述書の一覧表）、これほど広範な調査が被告渡邊個人のみにによってされたとは考えられず、原告大草個人の関係の調査も行われていることからみても、原告大草、原告妙観講が深く関与している調査であることは明らかである。
- ⑬ 平成3年4月19日に開催された日蓮正宗宗務支院長会議の録音テープ（乙二第9号証の1、2）には、「地涌」について究明すべきであるという意見があり、秋元広学が「本当の真犯人を捜すとなると、刑事告訴をしなければなんないんですよ。・・・やるなら訴訟覚悟でやるかですね。全部真実さらけだして。その覚悟がなきゃできません。」と述べている状況が録音されており、秋元が盗聴の対象とされた背景が示されている。
- ⑭ 以上の調査を踏まえて、宗教団体が盗聴を行ったという公共の利害に関する事実につき、専ら公益を図る目的で、被告 Y が執筆を担当した甲第5号証以下の本件創価新報記事（本件記事番号4ないし11）を掲載したものである（ただし、⑧のkは、後に入手したもの）。
- ⑮ その後、平成11年10月21日、Y 訴訟において、被告渡邊が、原告大草らに指示されて、帝国リサーチに依頼し、被告 Y 宅の電話を盗聴した旨供述し、その後、被告 Y は、X 訴訟におけるXの代理人から、被告 Y 宅の電話による会話を録音したテープ9本等入手した経過を経て、本件記事番号12ないし17が掲載されたものである。
- ⑯ なお、本村は、帝国リサーチに対する取材、原告大草に対する取材はさせていない。また、X 訴訟提起後、被告渡邊が当初否認する答弁書（甲第1

05号証の2)を提出していたが、後に認める陳述書を提出するに至った経緯について、特に被告渡邊に対する取材を指示していない。

- ⑩ 以上の本村の供述について検討するに、裏付資料と符合する説明をしており、特に客観的証拠と矛盾抵触する供述は見あたらず、概ね措信し得るものと認められる。

(4) 「第三文明」の編集者である平木滋の説明

「第三文明」の編集者である証人平木滋は、「第三文明」の取材、資料入手経緯と同編集に際しての判断に関し、要旨次のとおり説明する(陳述書〔乙口第37号証〕を含む。)

- ① 平木滋は、創価学会員である。昭和35年、創価学会の学生部有志が同人誌「第三文明」を発行するようになり、昭和44年、被告第三文明社が株式会社となった。発行している「第三文明」の読者の大半は、創価学会の青年会員である。

- ② 北林は、もと被告第三文明社の社員であり、同被告との関係は深い。

- ③ 取材の切っ掛けは、平成8年1月から2月にかけてファックスで送られてきた「地涌」と前編集長松下から聞いている。「地涌」に、帝国リサーチによる秋元、八木の盗聴に原告らが関与している旨の記載があった。なお、「勝ち国」は知らない。見たこともない。

- ④ 秋元は、平成2年7月のC作戦の謀議に参加した7人のうちの一人である。渉外部長としてマスコミ対策を担当していたが、平成3年4月の全国宗務支院長会議で、「地涌」の犯人捜しの提案に対し、消極的な態度をとったことから、創価学会に加担しているのではないかとされるようになった。

⑤ 八木も、平成2年7月のC作戦の謀議に参加した7人のうちの一人である。創価学会との関係で、柔軟路線、宥和路線を主張していたので、創価学会寄りだと言われるようになった。

⑥ X は、平成2年9月25日付「妙観号外」(乙口第27号証の2、乙二第51号証)で、創価学会のスパイと疑われている。平成3年8月の「新雑誌21」(乙口第19号証)で、日蓮の山崎に対する伝言を公表してしまった件もあり、創価学会に加担しているのではないかと疑われる立場にあり、また、X に情報を提供している日蓮正宗関係者が誰なのかについて、日蓮正宗側には強い関心があるとみられた。

⑦ 平成8年2月1日付「慧妙」、同月16日付「慧妙」に、福田政帝国リサーチ社長のインタビュー記事が載り、秋元に対する盗聴の時期にしたことは特殊カメラを使用した張り込みであって、盗聴ではない旨の記事、被告渡邊が特別会員であるとして、加入申込書の一部を掲載したことから、原告妙観講が、被告渡邊ひとりに汚れ役を押しつけているものと理解した。

⑧ 平成8年2月中に、松下編集長が北林芳典を電話取材したところ、北林が具体的な資料を持っていることが分かったので、会って取材し、その提供を受けた。提供された資料は、次のものなどであり、北林から、日蓮正宗の僧侶から入手したと聞いた。

a 本件請求書1, 2 (乙口第1, 第2号証)

b 本件FAX文書 (乙口第3号証)

c 「X に関する内定調査」と題する書面 (乙口第4号証)

d 帝国リサーチ作成のX宅盗聴等に関する特殊実態調査報告書 (乙口第

5号証)

e 帝国リサーチの特殊調査の料金・報酬表 (乙口第6号証)

f 帝国リサーチの「予想経費単価表」(乙口第7号証)

g X 方の電話盗聴テープ2本

h 宜徳寺の電話盗聴テープ

⑨ 他方、松下は、僧侶能勢空道を取材し、秋元、八木、X が日蓮正宗から盗聴される可能性のあることを聞いた (乙口第56号証)。

⑩ 本件記事番号18 (甲第19号証の平成8年6月臨時増刊号) の記事は、松下が上記資料を検討した上で、取材して、宗教団体が盗聴を行ったという公共の利害に関する事実につき、専ら公益を図る目的で作成した。本件請求書1、2と本件FAX文書、特殊調査の料金・報酬表を照合、分析すれば、被告渡邊を介して帝国リサーチに依頼してX方が盗聴されたことは明らかであり、本件FAX文書に記載された「本山」が「日蓮正宗総本山大石寺」を指すことも明白であり、料金・報酬表と照合すれば、請求された金員が盗聴費用であることも明確である。そして、調査報告書からは、調査担当者がXが所有していた住宅を「池田大作氏から」、「功勞として」、「プレゼントされた」と聞いていたことも示しており、創価学会に敵対する勢力からの話を受けていたことも明らかであり、これは、日蓮正宗、なかんずく被告渡邊が属する原告妙顕寺とみるのが自然であると判断した。

⑪ 本件記事番号19 (甲第20号証) の記事は、平成9年、松下が取材し、記事を書いた。松下は、宜徳寺秋元の関係のテープそのものを聞いて書いている。客観的な資料があるので、確実だと判断したものである。

⑫ 本件記事番号20（平第21号証）の記事は、被告第三文明社社員■■■■が、X 訴訟の平成11年10月21日の渡邊尋問を傍聴取材して、審理の様子や被告渡邊の供述態度等を第三文明の当時編集長平木に報告し、平木が記事にした。資料として、事前に北林から得ていた前記の各資料があり、被告渡邊の供述を裏付けていたほか、乙口第28、第29号証が証拠提出されたことから、原告大草が罪を被告渡邊ひとりになすりつけて隠蔽工作をしていると判断した。さらに、記事を書くにあたっては、北林に取材した。盗聴テープの真物を聞き、北林から、被告渡邊に対する3回の取材の内容、被告渡邊には多額の費用を支払う経済力はないことなどを聞いた。また、平木は、平成8年当時北近畿布教区の宗務支院長であった小坂誠明英を取材し、秋元、八木、X が日蓮正宗から盗聴される可能性があることを聞いた（乙口第57号証）。さらに、平成11年7月12日には、帝国リサーチの福田社長の尋問があり、荒唐無稽な弁解をしていたことも聞いた。また、平成11年7月30日、高松高等裁判所は、日蓮正宗内部の盗聴事件について、被害者の損害賠償請求を認容する判決を言い渡した。当該事案の盗聴の時期とX に対する盗聴の時期は重なっており、日蓮正宗内部で、内部にスパイがいるかもしれないとの疑惑のため、盗聴を辞さないという事例が他にもあったことが明らかになったと判断した。さらに、平木は、平成11年11月初めころ、北林を取材し、北林が被告渡邊を2回にわたって取材し、現地調査もして裏付もとっており、平成11年9月には、再度、被告渡邊を取材して、被告 Y をも盗聴していたとの情報を得たことを聞いた。

⑬ 大石寺に対する直接の取材はしなかったが、それは、1年前に取材の電話

をかけたところ、何も言うことはないと言われた出来事があったからである。

- ④ 以上の平木の供述について検討するに、裏付資料と符合する説明をしており、特に客観的証拠と矛盾抵触する供述は見あたらず、概ね指信し得るものと認められる。

8 被告渡邊の供述

- (1) X 訴訟で提出した平成11年9月30日付陳述書(乙本第14号証、甲第121号証はその一部である。)

- ① 昭和63年秋ころから平成元年2月ころにかけて顕正会幹部方の、平成3年5月10日から17日にかけて被告 Y 宅の、平成3年11月ころ、宣徳寺の盗聴、また、未遂に終わった妙泉坊盗聴にそれぞれ関与したこと、統いて X 宅等の盗聴に関与したことを告白している。

- ② 原告大草との出会いから、日蓮正宗に入信した経緯、妙観講結成の経緯、帝国リサーチとの関係、顕正会との関係、上記各盗聴、盗聴未遂の具体的経緯等のほか、平成元年夏に原告大草が妙観講が盗聴されているのではないかと心配し、帝国リサーチに依頼して、辻栄三郎らが調査し、電柱のブラックボックスを開け、妙観講への電話線が隣のマンションへの電話線に結線されているのを発見し、その後、平成2年になって、ビデオ(乙本第192号証)を作成したり、NTT職員を呼んで、その立会のもとに前記ブラックボックスを開けて調べた経緯、平成2年秋、帝国リサーチの特別会員になった経緯、原告大草が中野巖が『地涌』発行の中心人物と思うようになった経緯、また、被告 Y の盗聴を指示した経緯、八木、秋元を疑うようになった経緯、両

名の盗聴を実行しようとするに際し、原告大草が列部法主の了解を得た旨述べた経緯、平成4年、原告大草と対立するようになり、同年2月23日付で妙観講から除名された経緯、しかし、同年3月1日には、原告大草と辻栄三郎と3人で会い、辻に日蓮正宗本山の警備指導をさせる話をした経緯、被告渡邊の父親が同年3月16日に死亡し、原告大草が弔問に来た事実、その後も、小川住職とは電話で話すような関係は継続していたが、平成8年2月20日になって、帝国リサーチから、「勝ち国」や「地涌」の記事が営業妨害であり、その情報もとが被告渡邊である旨指摘する国連証明郵便が来たため、知り合いの法華議員らにコピーを配ったりした後、憲だという X から電話があった経緯、X 訴訟が提起され、用もなく X からの電話に対し、謝罪した経緯等が事細かく具体的に記載されている。

(2) X 訴訟における平成11年10月21日供述（甲第118号証、乙本第15号証）

盗聴に関し事実を語ろうと考えるようになった経緯について、平成8年2月の「越妙」で、被告渡邊一人に責任を押しつける記事が掲載されたことが端緒であるとするほか、基本的事実経緯については、上記陳述書と同旨の供述をした。盗聴テープは多数あったが、一部は、帝国リサーチから反訳を依頼されたこともあること、帝国リサーチから本件FAX文書が送られた経緯は、45%引にしている請求書が来たので原告大草が怒ったため、帝国リサーチに連絡した結果であることなどを述べている。

(3) X 訴訟における平成12年2月10日供述（甲第135号証、乙本第44号証）

桑原との電話の中で、「勝ち関」の記事に載っている情報を被告渡邊が流したのではないかと桑原から聞かれたのに対し、被告渡邊が、複数の法華講員に盗聴テープを配り、そこから流したと述べたのではないかとこの訴訟代理人からの質問に対し、身の危険を感じていたので、信頼できる高僧2人と法華講員1人に預け、被告渡邊に何かあったときに出してくれるよう頼んだと話したのだと述べている。

- (4) Y 訴訟で提出した平成12年12月21日付陳述書（甲第136号証、乙八第42号証）

「地涌」の執筆、発行を「宗門対策室」の仕業と結びつけようとする原告大草の構想のもとに被告 Y を盗聴の対象とした経緯、被告 Y 宅の盗聴期間中、被告 Y 宅に電話し、被告 Y に対し、「地涌」を書いていると決めつけるような話をして、その後、被告 Y が「地涌」に連絡をとるであろうと思っていたところ、被告 Y が創価学会の「第一庶務」の「中野」に電話をかけたことが盗聴結果から分かった経緯、同盗聴によって得た情報を用いた状況、原告らの関与の状況、告白の理由等について述べている。

- (5) Y 訴訟における平成13年12月4日証言（甲第106号証の1、第138号証）

被告 Y 宅の盗聴を行った経緯、盗聴結果を用いた経過、盗聴に関する原告らの関与の状況等が述べられている。盗聴結果を録音したテープの反訳について、本来は、帝国リサーチがするのであるが、宗教的な内容の会話が多いため、「私がやることになりました。」と述べ、しかも、ほぼ毎日帝国リサーチに取りに行き、帝国リサーチの社員の中や妙顕講本部や自宅で反訳した旨供述し

ている。また、盗聴費用の支払方法についても、妙観講の副講師である佐藤と同行して振込を行ったとか振込手続をした銀行を特定して述べたが、反対尋問では、記憶違いかもしれないなどと訂正しており、反対尋問に対する応答はかなり場当たりの答をしていることがみてとれる。また、被告渡邊はワープロを打つことはできないというのであり、あたかも被告渡邊が盗聴テープの反訳を担当したかのごとき供述部分は、そのまま措信することはできない。

(6) Y 訴訟における平成14年3月5日証言（甲第106号証の2、第139号証）

上記の続行期日における尋問結果である。

細部の記憶がないのに、陳述書には、確定的に、かつ具体的に記載しているため、反対尋問では、記憶の曖昧さが顕著に現れている。特に反訳文の作成に関しては、反対尋問で、被告渡邊が知らない創価学会員の人名がフルネームの漢字で書かれている点を指摘されて返答に窮しており、当該箇所事実と異なる供述をしていることがみてとれる。

(7) Y 訴訟で提出した平成15年1月24日付陳述書（甲第112号証、乙第43号証）

上記各尋問後、自己の経済状況の説明や録音テープの反訳文に関する弁明を述べている。

(8) 本件における被告渡邊の供述

- ① 顕正会幹部、X、秋元、八木、被告 Y に対する盗聴、盗聴企図につき、原告大草と相談しながら帝國リサーチに依頼して実行した旨供述した。費用の支払は、当初は現金で、後に振込になった、盗聴テープは、普通は、

審判リサーチに反駁してもらっていたが、宗教用語等のため不明の点があったりすると、テープを聴いてメモを書いたりもしていたと述べた。

② 原告妙観講からのいわゆる戒告処分、除名処分とされる措置につき弁明し、平成3年2月のいわゆる戒告処分時には役職を離れただけであると述べた。

③ 盗聴テープ等の資料を他人に渡したことにつき、3名にまとめて渡した後、自分に同情的な法華講員らから事情を聞かれたりした際には、その都度、話したり、資料を渡したことがあると述べた。また、被告 Y に対して盗聴につき告白し、資料提供した経緯につき、被告 Y の供述内容に副う供述をする。また、北林から取材を受け、北林から強い姿勢で問われ、説得されて告白した経緯についても、北林の供述に副う供述をした。

④ 収入については、曉鐘編集室に勤めて得ていた月額14万円程度の収入のほかには特段の収入源はないと供述した。

⑤ 平成3年9月25日の法論（乙八第35号証）については、妙観講の中森から、原告大草の指示として同行を依頼され、原告大草にも確認した上で出向いた旨供述した。

⑥ 辻とともに妙泉坊の盗聴を試みた経緯について、従前同様の供述をした。

(9) 被告渡邊の供述の特徴、信用性

① 被告渡邊の供述は、陳述書も含めて、極めて具体的で、特徴のある内容となっており、言葉のやり取りも、その場で述べ合っているかのごとく詳細に再現してみせるものであり、他人の発言内容をあたかも直前の出来事であるかのごとく台詞のように述べ、陳述記載、供述の時期が、当該の出来事から何年も、ときとして10年以上経過後であっても、しかも、特異な非日常的

な出来事であれば格別、特に印象に残るほど特異な出来事といえない日常的な出来事についてすら同様であって、その場限りの思いつきで表現している
と解さざるを得ない箇所も少なくないし、伝聞や想像であっても、直接目撃
した事実であるかのように受け止められてしまうような具体的表現、修辭を
加えて述べたり、記述したりする傾向ないし習性があるといえることができる。
そのため、一面において、真実であるがゆえに迫真性があると評することも
できるが、他面において、時間の経過がかなりあるにもかかわらず、余りに
具体的、確定的で、できすぎた物語を創作して語っているのではないかと
の疑いを生ぜしめるということもできる。

- ② しかし、被告渡邊の証言中には、表現振りが誤解を呼ぶ面があっても、
特に客観的証拠と直接接触し、記憶違いなどという弁明が通用しない部分は
見あたらず、むしろ、基本的な話の筋は一貫しており、供述の本質的部分、
基本的骨格においては、一貫しているといえることができる。
- ③ 盗聴に関し事実を語ろうと考えるようになった動機に関する説明振りは、
病気の X から電話を受けてとか、「慧妙」の記事を見てとか、原告大草の
準備書面をみてとか、表現が様々となっているが、これらは、自己の心情を
表現するものであり、一面的、確定的に説明し得ないとしても不自然とはい
えず、表現に変遷があることは、信用性を決定的に阻害するものとはいえな
い。また、福田政が述べる事実と異なる部分は、女性関係のことであり、福
田供述に事実と異なる箇所が多く、同供述が措信し得ないことは前示のと
おりであるから、福田供述と矛盾するからといって、虚偽の供述をしていると
断定することはできない。他には、顕正会の盗聴を止めた経緯について被告

渡邊が述べる状況中、原告大草が「預金通帳」を示したとの点について、銀行名等を明示し得ないとか、帝国リサーチに対する依頼が何年も前の9月か10月かなどといった細部の事柄が問題とされるにすぎず、自己が直接本職した事実であっても、供述証拠が有する経験則上の性質、すなわち、ときとして誇張が含まれたり、不明確な記憶についても断定的に述べる傾向の人もあり、その傾向の人がまた、ときとして自己の正当性を主張しようとして、陳述時の状況に応じて一時的により矛盾した供述に固執することもあるといった性質から理解する余地もある。原告大草や小川の後記供述と比較検討すると、食い違う点が多数あるが、原告大草や小川の供述中にも事実と相違すると認められる箇所は多数あるのであり、これらとの食い違いが、被告渡邊の供述の信用性を全面的に否定すべき根拠とはならない。帝国リサーチに対する支払の手順、方法等、被告渡邊の主張、供述には、客観的事実との相違点や変遷があることが認められるが、被告渡邊の供述の前記特徴からすると、ときどきに説明振りや表現が異なったりしたことが、当該供述が全面的に虚偽であることを示すと断ずることは困難である。

- ④ 本件FAX文書について、X から証拠提出されている事実に関して、被告渡邊自身は、写もとらないで原告大草に渡したと供述しており、この点は、なるほど極めて不自然である。原告大草が当該文書を自ら流通させたはずはないから、これが他の被告からも写として証拠提出されている以上、被告渡邊の手から直接又は間接に流出したと解するほかはない。そもそも、X 側から提出された資料の出所につき、被告渡邊は、被告渡邊自身が直接 X 側に提供したことを否定し、資料は、一括して前記3名に渡したとか、その都

度、知り合いに渡したり、送信したりして、状況を説明したことがあるとか述べ、それらの者から流れて X 側で入手したのではないかと述べており、また、X 訴訟提起のころに、X からの電話を受けた経緯等を具体的に供述しているところであるが、前記供述の不自然さからすると、X に対する資料提供は、被告渡邊自身によって行われたのではないかとの疑いを払拭することはできないところである。しかしながら、被告渡邊が直接 X に資料を提供したわけではないとの供述をもって、虚偽であると断ずるだけの根拠もまた見出すことができない。

- ⑥ また、原告らは、盗聴費用の帝国リサーチに対する支払方法に対する被告渡邊の供述が変遷していることを指摘し、被告渡邊の供述が虚偽であると主張する。なるほど、被告渡邊の供述中には、帝国リサーチに対する盗聴費用の支払に関し、振込手続がされた平成3年ころから10年近くも経ているのに、振込手続をした銀行支店名まで特定し、更に手続の際誰が同行したとか、誰が振込用紙に記載をしたかなどについて、あたかも直前の出来事であるかのごとく特定して供述する部分もあるのであるが、当該供述部分は、事柄の性質上、特異な出来事として永く記憶に残るとは到底考えられない単なる銀行振込手続に関し、振込用紙をどのように書いたか、同行者が誰であったなどを明確な記憶に基づくかのように述べるという点で、信用性を欠くものというべきであるが、そのことは、被告渡邊の供述の前記特徴を示す一例であるにすぎず、故意に事実と異なる事柄を供述して、自己矛盾を来しているとはまでは認定することができない。盗聴テープの保管場所に関する供述についても同様であり、被告渡邊の説明は、ときによって異なっているのであるが、

そもそも、盗聴テープは相当多数にのぼったことが明らかであり、被告渡邊が曖昧な記憶を特定の述べるがゆえに、矛盾、変遷とみえるにすぎないと解する余地はなお残ると解される。

- ⑥ 被告渡邊が、原告大草に対し、平成8年ころ以降、自分一人に罪をなすりつけているとして、敵対心を抱いていたことは、被告渡邊自身の供述によっても明らかであるが、被告渡邊の基本的立場は、日蓮正宗を信仰するという意味では一貫したところがあり、少なくとも、心情を吐露する場面で、被告渡邊が偽っていると断ずることは困難である。被告渡邊が自己の信念に基づいて供述しているともみ得ることは、訴訟代理人からの質問とこれに対する応答の状況からも十分窺われるところであり、同供述の前記性質から、同供述にかかる特定の具体的事実を認定することには慎重でなければならないといえ、原告大草の関与のもとで各盗聴を実行したとの点については、一貫した趣旨、内容の供述をしていることもまた明白である。原告らは、反対尋問も含めて、被告渡邊の供述の信用性を種々の観点から弾劾したが、結局、被告渡邊の供述が基本の趣旨において虚偽であると断定し得るまでには至らなかったというほかはない。

9 原告側関係者の供述とその信用性

(1) 小川只道の供述

① 平成13年5月27日付陳述書（乙第16号証）

- a 電話盗聴などというものには一切関わっていない旨述べている。
- b 被告渡邊が昭和53年1月に法華経理院坊東京支部の部長に互選されて以来、小川は、被告渡邊を個人として認識しているが、その後も、顔を見

かけるくらいであった、被告渡邊は、昭和55年8月には妙観講の理事兼支区部長に就任し、昭和60年3月には妙観講幹事兼支部長となり、その後、女性問題により訓告処分にし、昭和63年3月、理事兼支区部長となったというのであるが、被告渡邊が理境坊に来たのは、昭和53年ころ「曉鐘」の編集のため二、三回来たことがあるのと平成3年秋に盗聴器探査のため辻を伴ってきた1回と平成4年2月以降理境坊直属僧徒となった後2回ほど面談に交ただけであると述べ、あたかも小川が被告渡邊と親しく話す機会は殆どなかったというごとくであり、それを根拠として、被告渡邊が供述するような盗聴に関する小川との会話はあり得ない旨述べる。しかし、被告渡邊は、妙観講在席中、幹部の一員であり続けたのであるから、被告渡邊との交流が殆どなかったかのごとく述べる小川の供述部分は採用することができない。

- c 被告渡邊が昭和63年から平成元年ころ小川から顔正会会員の顔写真付名簿を受け取ったとの被告渡邊の供述について、小川は、当該名簿は平成2年ころ原告大草に渡したものであり、被告渡邊に対して交付したものではないと述べている。
- d 小川は、平成3年4月末ころまでに、原告大草から、法論の席上被告 Y が「地涌」のゲラを持っていたのを被告渡邊と江島が見ており、被告 Y は、中野毅の指導を受けていると言っており、法論の帰途、中野毅とすれ違ったことから、被告 Y と中野毅が「地涌」の関係者であることは間違いない旨の報告を受けたことを自認している。上記供述は、原告大草は、被告 Y が「地涌」関係者であると断定していたので、その上

盗聴したりする必要も動機もなかったと述べる前提として語られているが、法論時の状況と盗聴の動機に関する被告 Y の供述や推論とは、むしろ符合するものであり、盗聴の必要も動機もなかったとの供述部分には、わかに採用し難い。

e また、妙泉坊の盗聴未遂に関しては、小川は、原告大草と相談の上、妙鏡講の盗聴探査をした業者に、大石寺全体について盗聴されていないか調査させようとしたものであるとし、「妙泉坊の単独の調査」ではないとしつつも、当日、被告渡邊が辻栄三郎を伴って環境坊を訪れたこと、辻の見解として、地下ケーブルの配線が多すぎて坊と電話配線との関係を特定することはできないとの結論であったとの点では、被告渡邊の供述と符合する供述をしている。さらに、小川は、大石寺の電話交換機が外部に接続するところの電柱を調査する必要があったため、辻が宗務院の西玄関脇の警備詰所の裏の電柱にのぼって急入りに調査をした、調査の様子を見た宗務院の役僧らもあり、同合せもあったと述べている。この供述部分は、辻の供述とは異なっている。

f 小川は、被告渡邊との電話による交流関係も途絶えるに至った経緯として、平成8年3月、被告渡邊が自宅前にサタが置いてあったことを電話で訴えてきた件以来の被告渡邊との電話でのやり取りを述べており、この点は、被告渡邊の供述と符合する。

② X 訴訟における被告本人としての平成13年5月31日供述（乙示第17号証）

上記①の陳述と同旨の供述をしたほか、被告渡邊と2人で会ったことはな

い、大石寺には約600の回線があるが、盗聴されている疑いがあったので、NTTではなく、原告大草が妙観講の盗聴探査で使った業者に調べさせる方がよいと思った。被告渡邊が辻を同行して来た当時、被告渡邊は、原告妙観講から除名されていたが、原告妙観講の代表者である原告大草の手配で来たものである。妙観講の講員と直接2人で会うことはなく、必ず講頭又は副講頭と同席させるが、このときだけは、被告渡邊と会って調査の具体的方法を打ち合わせた。盗聴調査の費用については、大石寺として行ったのであるが、関知しておらず、何も知らない。妙観講をやめて理境坊の直属信徒となった者は、被告渡邊の「仲間」十数人がいた旨供述した。

- ③ X 訴訟における被告本人としての平成13年7月26日供述（乙ホ第18号証）

前同様、盗聴に関与したことを否定する供述をしている。

(2) 原告大草の供述

- ① X 訴訟における平成12年5月15日付陳述書（乙ホ第41号証）

- a 妙観講が盗聴されているのではないかと疑い、帝国リサーチに調査を依頼し、その結果、盗聴されていることが分かり、NTT等の立会のもとで平成2年9月に記録した旨供述する。
- b 被告渡邊の処分については、同被告の女性関係等から、平成3年2月1日に戒告処分とし、その後、4月末までに被害女性が多数にのぼることが判明したため、除名に次ぐ重い処分である活動停止処分に変えたと述べている。
- c なお、原告大草は、被告渡邊に対し、 の調査を命じたことはな

いと述べている。しかし、[REDACTED]に対する帝国リサーチの調査があったことは、前示のとおり、和田政も述べるところであり、これを被告渡邊の独自の調査依頼に基づくものと解することができる的確な証拠はなく、原告大草の関与が全くなかったとは考えにくい。

- ② X 訴訟における平成12年9月21日付陳述書（乙ホ第42号証）

被告渡邊の供述は、被告渡邊が創作した物語である旨記載されている。

- ③ X 訴訟における平成12年5月18日の被告本人としての供述（甲第74号証の1，乙ホ第83号証）

上記各陳述書に沿って、被告渡邊との関係、被告渡邊には虚言癖がある等の供述がされている。

- ④ X 訴訟における平成12年9月28日の被告本人としての供述（甲第74号証の2，乙ホ第20号証）

上記の統行期日の尋問である。

被告渡邊が原告大草の意に反する謀略をしていたこと、原告大草と帝国リサーチとの接触は6回ほどあったが、全て盗聴されているかどうかについての調査依頼の件であり、盗聴の依頼をしたことなどない等が述べられている。

- ⑤ X 訴訟における平成12年11月13日の被告本人としての供述（甲第74号証の3，乙ホ第74号証）

上記の統行期日の尋問である。

被告渡邊、原告大草の各供述の信用性等に関する尋問が行われている。

- ⑥ X 訴訟における平成13年2月15日の被告本人としての供述（甲第74号証の4，乙ホ第21号証）

上記の続行期日の尋問である。

平成8年2月1日付「慧妙」、同月16日付「慧妙」の福田政のインタビュー記事は、荒木という者に面接させたものであるが、福田政に対しては、原告大草が電話して面談の約束をした。日報（乙第37号証）は、佐藤せいが被告渡邊の動きを管理したいとのことだったので被告渡邊に書かせていたものである等を供述した。

⑦ Y 訴訟における平成14年4月23日付陳述書（甲第73号証）

いわゆる怪文書が次々と出され、原告大草が経営する企業の取引銀行からの預告を受け、原告大草が経営から手を引くことにした経緯、妙観講において、被告渡邊の女性問題が次々と露見し、処分するに至った経緯、平成8年初めに創価学会の者が「宗門問題の本質」という内部文書を持参し、「宗門対策室」が作ったものであり、実際の執筆者は中野毅創価大学助教授であるという情報をもたらしていたところ、被告渡邊が平成3年4月28日の法輪の報告により、創価学会には、日蓮正宗宗門と対決するのに備えたセクション「宗門対策室」があつて10年間も対宗門研究をしており、その中核的存在として中野毅がおり、その部下の一人が被告 Y であり、彼らのチームが「地涌」の作成にも関与していると考えたこと、被告 Y 宅の盗聴が行われた期間には、5月10日は終日長野県の自宅にあり、11日には大石寺に行っているので、12日までの間は、被告 Y 宅の盗聴結果を聞くはずがないし、その後についても、被告渡邊のような者と会談したりするはずがないこと、盗聴結果が反映されているとされる平成3年5月号「妙観」の記事は、5月9日までに編集が終わっており、盗聴結果によるものではないこ

と、平成3年7月22日付「妙観」の「貴殿直属の第一庶務」に中野毅が入り浸っている旨の記載も事前に把握していた事実であるなどの記載がある。しかし、中野毅に関する上記事実を事前に把握していたとの供述については的確な裏付がない。

⑧ Y 訴訟における平成14年5月7日の被告本人としての供述（甲第75号証、乙水第60号証）

- a 被告 Y 宅の盗聴を指示したことなどない旨供述している。
- b 被告渡邊に対し活動停止処分を告知したという時期については、従前の供述と異なり、平成3年5月1日であったと述べた。また、同月6日には、創価学会から妙観議員となった者らの入講式があったが、被告渡邊は非常にふてくされた態度で、そこから完全に断絶状態となったと供述し、しかし、同月末の創価学会との法論には行かせたし、「曉鐘」編集室で創価学会の者からかかってくる電話を受けて信仰上の相談に乗る仕事は続けさせていたとも供述している。
- c また、平成3年10月末ころ、偶然、被告渡邊と出会った際、被告渡邊から、被告 Y から創価学会の者と飲酒し、創価学会万歳などと言って今別れたところだなどという話を聞いたと述べている。

⑨ 本件における供述とその評価

- a 被告 Y が怪文書の作成、配布を行っていると考えているが、その動機は、平成4年の春、被告 Y が妙観幹部と法論した内容が怪文書で配布されたのに対して、原告大草が平成4年6月号から10月号の原告妙観講の機関誌「妙観」で論破し、それ以後、被告 Y が妙観議員に会う

と馬鹿にされるようになったため、逆恨みしたのであると思う旨述べる。

しかし、原告大草が動機として考えられるとする甚だ主観的な状況、すなわち、被告 Y が妙観講員に会うと馬鹿にされるようになったなどという状況については、これを裏付ける客観的な証拠は何もない。

- b 被告らの共謀があると考え根拠は、怪文書が広い範囲に配布されていることからして、被告 Y のみならず、被告創価学会が行っているとしか考えられず、その情報は、平成3年以降被告 Y と親密になっていった被告渡邊から出たものと考えられること、被告第三文明社は、被告創価学会の機関誌を発行しており、被告創価学会と共謀していると考えられるし、被告報恩社は、創価学会員をほぼ相手にして葬儀を行うのが主たる事業のようであり、代表者も創価学会員であり、主張内容からして、創価学会に支配されていると考えられることにある旨述べる。しかし、上記推論には、客観的証拠による裏付けがなく、想像の域を出ないといしかいいようがない。

- c 「俠気（おとこぎ）雑誌」（甲第88号証）、「オークサ真理教の七不思議雑誌増刊号2」（甲第87、第110号証）、「オークサ真理教の七不思議雑誌本編4増刊号3合併号」（甲第111号証）は、末尾に「星之本魁」とあること、文章、印字が似ていること、被告渡邊が被告 Y に話した内容が書かれている（被告渡邊が桑原年広に話した録音テープ反訳文〔甲第27号証の2〕中に被告渡邊が自分が話した内容を使って書かれている旨認めている。）ことから、「月之本魁」をペンネームとする被告 Y が作成したものと思う旨述べる。しかし、いわゆる怪文書が被告 Y によ

って作成されていると考える根拠とする点のうち、ペンネーム「星之本魁」については、被告 Y は否定しており、これを同被告のペンネームと認めるに足りる的確な証拠はないし、文章、印字等に似た点があるからといって同一人が作成したと断定し得るものではなく、さらに、記載内容が被告渡邊から出た話であると仮定しても、それが被告 Y のみに明かされた内容であると認めるに足りる証拠もない。

d また、平成5年12月3日に佐久市内の創価学会員方に原告大草が呼び出された際、被告 Y から「こちらで作った」として示された文書（甲第50号証）は、12月5日付「勝ち関」（甲第49号証）と対比すると、内容が殆ど同じであるから、12月5日付「勝ち関」は被告 Y の作成であると考えられ、「勝ち関」の作成に被告 Y が関係していることが明らかである旨述べる。なるほど、甲第50号証と甲第49号証を対比すると、標題等に違いはみられるものの、書式も基本的に同じ（1行の文字数も同じ）であり、記載内容、文言もかなり細部まで共通しており、甲第50号証の原文データを直接使用して修文し、写真等を加えたものが甲第49号証なのではないかと疑わせるに十分な共通性が認められる。しかしながら、被告 Y は、上記場面で被告 Y が原告大草に渡した書面が甲第50号証であったことを否定しており、それが甲第50号証であったと断定することができるだけの的確な証拠はない。

e 北林は、情報源が僧侶「A」だと述べているが、これは嘘で、情報のもととは被告渡邊だと思う、その理由の1は、本件FAX文書である、北林は、僧侶「A」が本山関係者だと述べているが、本山に本件FAX文書が写が

存在するとは考えられない、理由の2は、被告報恩社が本件で提出している書証が、先行訴訟で被告渡邊が提出した書証とほぼ一致しており、被告渡邊から提供されたとしか考えられないことである、被告渡邊と北林との間には直接の接点がないが、資料は、被告渡邊から被告 Y に渡って、「勝ち関」の記載となり、被告 Y から被告創価学会に渡り、被告創価学会から北林に渡り、「地涌」に渡ったものと思う旨述べる。しかし、第1点については、北林は、僧侶「A」が本山関係者であると述べているのであり、阿部法主創の日蓮正宗本山の手許に本件FAX文書が存在したと述べているのではないから、原告大草の上記指摘は論理のすり替えというほかなく、第2点については、客観的証拠による裏付けがなく、想像の域を出ないというほかはない。

- f 被告 Y 宅の盗聴に関して被告渡邊から提出された反訳文は、Y 家の内情、創価学会の内情に詳しい者が作成したものであり、被告渡邊や帝國リサーチが作成したものではなく、被告 Y 自身が関与して作成されたものと考えられる、その理由の最大の点は、被告 Y 宅の大家が「■ ■ ■」と注記されている点である、テープ自体からは相手が被告 Y 宅の大家である「■ ■ ■」であることは分からないから、反訳者は被告 Y であると考えられる、被告渡邊は、平成15年1月24日付陳述書で、もと法華講員の友人に手伝ってもらって反訳したと述べたが、これは、被告 Y の考えに基づくものと思われる旨述べる。なるほど、反訳に関する被告渡邊の供述には不自然な点が認められるが、反訳文の作成者については、原告大草指摘の推論以外の可能性も認められることは別に説示する

とおりである。

g 大石寺の盗聴調査は、当時、創価学会による盗聴が行われているのではないかとの疑いがあったために、原告大草が帝国リサーチを使って調査したものであり、被告渡邊には、道案内をさせただけである、調査の打ち合わせは被告渡邊にさせた、その前に被告渡邊に対しては活動停止処分をしており、被告渡邊が創価学会幹部と酒を飲んで創価学会万歳と言ったなどと聞いていたが、創価学会による盗聴の調査について、打ち合わせや道案内をさせることについて危険性や不安は感じなかった旨述べる。しかし、この供述は、それ自体として不自然であって、採用することは困難である。

h 「参考資料G」(乙二第35号証の各証)は、関知しておらず、大石寺の警備の問題は、妙観講の「保守会」という部門が担当しており、全ての報告を受けているわけではない旨述べる。しかし、帝国リサーチが右翼と被告創価学会との関係を調査していたと認められること、帝国リサーチと原告らとの関係、当時の状況に照らして、当該調査結果について原告大草が関知していないとの供述は採用することができない。

i その他、反対尋問では、供述の変遷多数について質問されて、何年も経っているのに、具体的事実の記憶はないと供述している。

j 「IWの研究」の記載のある「妙観」と符合すると指摘される「渡邊茂夫の研究」との記載のある前記警告書は全く関知していない旨述べるが、「妙観」が原告大草の指揮のもとに編集されていることに鑑みると、全く関知しないとの上記供述はにわかに信憑することができない。

k 「妙観」(乙八第38号証)に記事が掲載されている妙観講幹部自宅前

の電柱のブラックボックスを開けて盗聴の調査をしたとの件は、当該幹部が依頼して調査したものであり、原告大草は関知していない、調査会社がどこであるかも知らない旨述べる。しかし、当該調査は、帝国リサーチが行ったものと認められるところであり、原告大草が全く関知しないとの上記供述は採用することができない。

⑩ 原告大草本人の供述の評価

原告大草は、各盗聴への関与を否定し、幾々弁明するが、前記各客観証拠が示す事情、すなわち、盗聴が多数の者に対し、多回数にわたって行われ、その費用額が多額であり、さしたる収入があるとは認められない被告渡邊が費用を単独で用意することができた認められる証拠がなく、盗聴実行者である帝国リサーチに対しては360万円もの特別会員料が少なくとも2年間にわたって支払われており、本件FAX文書には、「本山」として日蓮正宗大石寺を指すと解される記述があることなど前示の各事情を総合すると、各盗聴が被告渡邊単独で行われたと認めるのは困難であり、原告大草、原告妙観齋が関与していたと疑うことには相当な理由があるというべきである。

原告大草は、請求書額等の宛名が被告渡邊となっていることを強調し、自己の関与を否定するが、「妙景坊の件」につき、原告大草本人は、盗聴検査の依頼であるとしつつ、原告大草自身が依頼した旨供述しているところ、その費用の請求は、Xに対する盗聴の請求書と一体として、被告渡邊宛に出されているのであって、原告大草が他の盗聴についても関わっていることは疑うに十分である。

また、原告大草は、被告渡邊を平成3年2月、5月に処分し、本件各盗聴

が実行された時期には、原告大草と被告渡邊との関係が従前と異なり、殆ど切れていたかのように主張するが、被告 Y の供述によれば、同被告が原告妙観講との2度目の法論をしたのは、平成3年5月18日であり、同法論には、原告妙観講の佐藤副講頭も出席していたこと、その後も、被告渡邊が、創価学会員と活発に法論を続けていたことについては裏付証拠もあるのであって、これらの行動は妙観講員としての活動であったとみるのが自然であり、上記処分があったとしても、本件各盗聴が被告渡邊単独の行為であって、原告らの関与が全くなかったと断ずることは困難である。

- 10 認定し得る事実及び主要な証拠関係は、以上のとおりであり、本件全証拠を総合しても、被告らが共謀して原告らの盗聴への関与を捏造した事実は、これを認めるに足りない。

原告らは、被告らが共謀していたと解すべき根拠として、被告 Y 宅の盗聴テープ反訳文に出てくる「 」が同被告宅の「大家」であることは、被告 Y 又は同被告と親しい創価学会員でなければ分からないことであると主張し、したがって、テープの反訳文の作成者が被告 Y 又は創価学会関係者であると主張するが、そのような所定をすることはできないというべきである。前記認定のとおり、帝国リサーチによって行われた盗聴の期間、日数は、相当長期間にわたるのであって、盗聴の方法が機械装置を取り付けて自動的に録音する方法と解されること、盗聴期間がかなり長いことからすると、盗聴した会話が録音されたテープの本数は、特定して認定することはできないものの、非常に多数にのぼったことが明らかであり、このように非常に数の多い盗聴テープは、被告渡邊の供述によれば、曉鏡欄集室に積み重ねて保管されている状況

だったというのである。そして、被告渡邊は、盗聴テープの反訳は、盗聴の実行を担当していた帝国リサーチが主として行っていたが、会話の中に宗教用語が出てきたりすると、帝国リサーチでは反訳し得ないこともあったため、帝国リサーチから聞かれたり、帝国リサーチから頼まれて被告渡邊が反訳したりしたこともあると供述しているのであり、業として電話による会話の録音を請け負った調査会社が、長期間にわたる多数の盗聴を行っている以上、全ての会話を直接依頼者に聞かせればよいとして反訳もせずに次々とテープを渡していくというようなことをするとは考えにくく、被告渡邊の上記供述は基本的に採用し得るというべきである。被告渡邊の供述中には、被告渡邊が盗聴テープを持ち帰るなどして反訳文を作成したものと述べる部分もあるが、同供述を全体としてみると、被告渡邊が全ての盗聴テープについて、テープだけを反訳なしに受け取って、自ら反訳していたという趣旨で供述しているのではないことは明らかである。そして、被告 Y 宅の「大家」である「■■■■」に関しては、テープに録音された会話の内容自体から、「■■■■」が「大家」であることは、被告 Y 宅の貸主の氏名が「■■■■」であることの予備知識をもたない第三者であっても分かることは前示のとおりであり、同反訳文が被告 Y 又は被告 Y の個人的事情に詳しい創価学会員でなければ反訳し得ないものであると断ずることはできない。むしろ、ここに「■■■■」とカタカナで表示され、漢字表記がないことからみると、漢字表記を知らない者が記載したと解する方が自然であって、被告 Y が反訳したのではないと解する方が自然である。他のテープ中に存在する氏名の漢字表記の点についても、盗聴録音テープは、被告渡邊から、同被告の供述によれば、3名の法華講員や僧侶に渡さ

れたというのであり、また、他にも被告渡邊が資料を渡した相手がいることは十分窺われるところであり、盗聴テープが出回っていたことも明らかであるから、反訳文を作成した者が誰であったかを特定することはできないというほかはないし、特定人の氏名を漢字表記を含めて知っていた者が反訳したこと、あるいは、これを知っている者に聞いて表記した可能性も否定することができず、被告 Y 又は同被告に近い創価学会員が反訳したと断定することはできない。また、被告木村芳孝の証言によれば、同証人が被告 Y から提示された録音テープについては、必要なものは被告 Y に反訳させたというのであるから、これらテープの中に被告 Y が反訳したものがあるのは当然である。原告らは、被告渡邊が提出した反訳文についての証拠説明書に反訳者が被告渡邊であり、録音直後に作成されたかのごとく記載されていることから、証拠説明書提出当時、被告渡邊が訴訟代理人に対し、そのような具体的説明をしたとの前提に立った上で、録音直後に被告渡邊が反訳した文の中に被告 Y らでないと分からないはずの漢字表記があることは、被告 Y らとの当時の共謀を示すことになるというのであるが、証拠説明書の記載に原告らが指摘するほどの確定的な意味があると解することはできない。その後、被告渡邊側で弁明しているように、漫然と録音日を作成年月日と記載してしまうこともあり得ないこととはいえ、特に、被告渡邊の供述や説明の前記のような曖昧さ、また、曖昧なことについても断定的、具体的に述べてしまう傾向からすると、被告渡邊訴訟代理人の錯誤によるとの弁明はあり得ることと考えられる。また、問題とされる盗聴テープ反訳文の中には、被告 Y と会話している相手が、単に「男」というように特定されずに記載されている箇所もあるのであり、具体的

事情を知らない者が反訳したと解される部分もある。

第4 本件各請求に関する当裁判所の判断

- 1 帝国リサーチが被告渡邊の依頼により実行した本件各盗聴は、前掲客観的証拠によると、原告らの関与が疑われるものであり、前記各関係者の供述を総合しても、上記疑いを払拭するには至らず、原告らがこれに全く関与していないと断定することは甚だ困難である。

すなわち、前掲証拠関係によると、次のように解される。

- (1) 本件各盗聴が行われ、多額の費用が帝国リサーチに対して支払われたことは明らかである。
- (2) 帝国リサーチに対する調査費等として、証拠上明らかなものだけで、少なくとも合計1364万円を超える支払がされていたことが客観的に認められるところ、原告らは、そのほとんどについて原告らが負担したことを否認するが、特に、「特別会員」の年会費が平成2年10月段階で360万円支払われていることは、割引率が45%引の場合、当該年度内に800万円を超える発注が予定されていたことを、割引率が30%の場合、1200万円を超える発注が予定されていたことを物語ることになる上、特に、翌年、平成3年12月にも特別会員の年会費が支払われているのであり、前年の実績を前提として、当該支払がされたものと解するのが自然であるから、その時点でも、引き続き上記程度の多額の調査発注が予定されていたものと解するのが合理的である。
- (3) このような多額の費用を被告渡邊個人で用意したこと、用意する予定であったことは、これを認めるに足りる的確な証拠がなく、かえって、被告渡邊には、これを支弁するだけの資力はなかったことが窺われる。そうすると、上記費用

は、被告渡邊の背後に豊富な資金力を有する資金提供者がいたことを示すと解するのが自然である。

- (4) 前記認定の背景事情に鑑みれば、盗聴された対象者、盗聴を企図された対象者からみて、上記資金提供者が原告らではないかと疑われることはやむを得ない。
- (5) 客観的資料の中には、帝国リサーチからの連絡文書の中に本件FAX文書があり、「本山」と記載されているのが日蓮正宗大石寺を指すことは明らかであり、このことは、被告渡邊単独の行為であると仮定すると、説明がつかない事実であり、原告らの関与が疑われる。
- (6) 盗聴の結果については、原告妙観講が発行する「妙観」に盗聴結果を反映したとみる余地のある具体的情報が掲載されており、当該情報が別の情報源によって得られたことを認めるに足る的確な証拠がない。
- (7) 盗聴についての原告らの関わりを否定する供述には矛盾撞着や客観的証拠によって疑われる事実との間の齟齬が多く、にわかに措信することができず、上記疑いを払拭するに足る証拠力が認められない。
- ① 原告らが盗聴したとする「地涌」の記事が出された後、これに対抗して原告らから発行された「慈妙」に、宣徳寺の盗聴期間について、盗聴ではなく、特殊カメラを設置した張り込みであった、X 宅についても、身辺調査だけで、盗聴ではなく、盗聴していないことについては明確な証拠があるなどという帝国リサーチ経営者福田政のインタビュー記事が掲載されたが、これは事実を偽るものであった。
- ② そして、福田政の供述は、盗聴自体を否認するものであるのみならず、本

件FAX文書の意味や被告渡邊には盗聴資金がなかったであろうとの疑問等を解消し得る内容をもたない。

③ 辻栄三郎の供述も、盗聴への関わりを否定し、盗聴調査を行っただけであると述べるものであるが、福田の供述とも、小川、原告大草の供述とも齟齬するところがあり、盗聴調査に関する供述部分は不自然で措信し得ず、被告渡邊が告白する妙泉坊に対する盗聴未遂の経緯、原告らの関与状況が事実と異なると断定することはできない。

④ 小川只道の供述も、妙儀辯の幹部を永く続けた被告渡邊との関係を非常に薄いかのように述べる点で不自然であり、妙泉坊に対する盗聴未遂に関する供述部分も不自然な点があり、同供述によって、原告らに盗聴への関与がなかったと断定することは困難である。

⑤ 原告大草の供述も、前示のとおり、採用し難い点が多く、特に、被告渡邊との関係や盗聴との関わりを否定する趣旨の供述部分は、にわかに採用し得ない。

2 以上の認定、判断に基づき、原告らの各請求について判断する。

(1) まず、原告らは、主位的請求として被告らの共謀による共同不法行為を主張するが、本件全証拠によっても被告らが原告らの名譽を毀損しようとして真実でない事実を捏造することを共謀した事実は、これを認めることができないから、原告の主位的請求は、その余の点について判断するまでもなく、失当である。

(2) 次に、被告らの個別的不法行為に関する原告らの主張について順次判断する。

① まず、原告らは、被告渡邊、被告 Y が本件勝ち鬨を作成し、又は執筆

に必要な情報を提供し、これを配布したと主張するが、上記主張事実を認めるに足る的確な証拠はない。原告らは、被告渡邊が桑原年弘に対し、被告 Y の関与を示唆したと主張するが、甲第 26、第 27 号証の各 1、2 によっても、本件勝ち関に掲載された記事の内容が被告渡邊が話した内容を反映していること、その内容を被告 Y に話したことを被告渡邊が認めていることが窺えるのみであり、被告渡邊も、被告 Y が「勝ち関」の作成者、配布者であると述べているわけではなく、もとより上記甲号証のみによって上記被告らの本件勝ち関の作成、配布を認定し得るものではない。また、「勝ち関」に掲載された記事中に被告 Y のペンネームと類似したペンネームが使用されているものがあることは認められるものの、それだけでは被告 Y が執筆したと断じ得るものではなく、さらに、甲第 50 号証が被告 Y 作成にかかるものであることも、これを認めるに足る的確な証拠がないのは前示のとおりである。

- ② 次に、被告第三文明社、被告創価学会、被告報恩社、被告 Y による記事の執筆又は掲載等についてみるに、各記事の趣旨は、宗教団体である日蓮正宗の信徒団体である原告妙福寺、その隣組である原告大草が、創価学会との対立状況のもとで、内通を疑った者に対する盗聴を行ったというものであって、事柄が公共の利害に関することであることはいうまでもなく、専ら公益を図る目的で、作成され、掲載、頒布されたものであることは前示のとおりである。原告らは、これを私人である原告らの私的な事柄に関する事実を報道したにすぎないと主張するが、盗聴の対象者、対象場所は、原告らが属する日蓮正宗と対立する宗教団体である創価学会との関係が疑われた X、

創価学会員として活発な活動をしていた被告 Y、日蓮正宗僧侶であるが、創価学会に内部情報を漏洩したのではないかと疑われた秋元や八木の坊である宜徳寺、妙泉坊であって、原告らの単なる私的な行為とみることができないことはいうまでもない。そして、被告第三文明社、被告創価学会、被告報恩社、被告 Y による各記事の執筆又は掲載等の当時、原告らが上記盗聴に関与したと疑われるのはやむを得ない客観的資料が揃っており、被告渡邊その他の著からの取材等を含めて、上記疑いを補強する資料が相当数あったことからすると、上記各被告が原告らが盗聴に関与していると信じて各記事を執筆又は掲載等した行為は、真実と信ずるにつき相当な理由に基づくものというべきであり、違法性を欠くと解するのが相当である。

上記各被告は、原告ら、帝国リサーチ、日蓮正宗大石寺に対する反対取材をしていないが、原告らも帝国リサーチも、当時既に「妙観」等で盗聴への関与を全面的に否定する反論をしており、その後の本件訴訟を含む訴訟の経過をみても、同じ立場で反論を続けている状況であるから、これらの取材を試みても、上記各被告の認識、判断が異なつたと解する余地はなく、これらの直接の取材をしなかったことが上記相当性の判断を左右するものではない。

- ③ 被告 Y が Y 訴訟を提起した点について検討するに、まず、原告妙観講は、Y 訴訟の被告とされていないから、同原告に対し、同訴訟提訴を根拠とする不法行為が成立すると解することはできない。

また、訴提起が違法といえるためには、提訴者が、当該訴訟において主張した権利又は法律関係に事實的、法律的根拠がないことを知りながら、又は

通常人であれば容易に知り得たのに、あえて訴を提起したなど、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くことが必要であると解すべきであるが、本件においては、Y 訴訟の提起について上記事由を見出すことはできない。前掲各証拠によると、日蓮正宗との教義論争に関与するなど、創価学会員として活発な活動をしていた被告 Y は、平成8年2月ころ、宣徳寺の電話盗聴の情報を得て、被告渡邊から取材し、宣徳寺のほか、X 宅等の電話盗聴に関する資料を受領し、被告渡邊の説明とこれらの資料を検討した結果、上記各電話盗聴に原告らが関与していると信ずるようになったこと、被告渡邊は、創価学会幹部宅も盗聴した旨述べていたものの、それが被告 Y 宅であることは明かさなかったが、X 訴訟の過程で、被告 Y は、これを知るに至り、その資料も入手したことから、原告大草を含む7名を被告として Y 訴訟を提起したこと、同訴訟で被告 Y が主張した損害賠償請求権については、少なくとも原告大草に対するものは、相応の理由のあるものであったことが認められるところである。

したがって、被告 Y が Y 訴訟を提起したことが原告大草に対する不法行為を構成すると解することはできない。

- ④ また、原告らは、Y 訴訟における被告 Y の先行訴訟における主張、供述が違法であると主張するが、被告 Y が同訴訟を提起した経緯は前示のとおりであり、同訴訟における原告ら主張の被告 Y の主張、供述は、相当な根拠に基づくものであったといえることから、違法性を認めるに足りず、これが原告らに対する不法行為を構成すると解することはできない。

- ⑤ 次に、原告らは、被告渡邊の X 訴訟における主張、供述（渡邊供述(1)）、Y 訴訟における供述（渡邊供述(2)）が違法であると主張するので、この点について判断する。

事実を争いのある訴訟における主張、立証活動は、相手方の主張、立証活動に対抗して、裁判所に対し、自己の主張事実が真実であると説得することを目的とする活動であるため、自己の主張の正当性を強調しようとして、ときとして相手方の名誉感情を損なったり、これを見聞きする者に誤った認識を生ぜしめたりすることもないとはいえない。当事者が、不必要に攻撃的な表現を用いた主張、立証活動を行うことは、決して有益なことではなく、場合によって相手方が受ける不快感や打撃を考えれば、有害無益ともいうことができる。しかしながら、相手方が、当事者の言辭によって感情を害したり、事実が暗示されることにより自己の社会的評価が貶められたと受け止めたとしても、それだけで、侮辱、名誉毀損等の不法行為を構成すると解することは、訴訟手続における当事者の主張、立証活動を萎縮させ、当事者、訴訟代理人が、いたずらに慚息を期して、言うべきことを言わない結果を招かないとも限らない。そして、訴訟上の主張、立証が公開法廷における手続の中で行われる場合、当該主張、立証や証人の証言中に、相手方等の社会的評価を貶める事実があるとき、これを傍聴した者等がその内容を他人に話したりすることによって、当該事実が多数の者に伝播する可能性は否定することができないが、訴訟の目的は、できる限り真実に即した事実認定を行い、適切に法律を適用して、訴訟物についての結論を出すところにあるのであり、真実は、当事者、訴訟代理人の積極的かつ活発な訴訟活動によって発見されるは

ずのものであり、また、証人の誠実な証言によって認定されるべきものであって、当事者や証人が述べたいことを十分に述べずに結論に至ってしまうことは、厳に避けなければならないことである。特に、証人の証言については、証言を拒絶し得るのは一定の事由がある場合に限られる（民事訴訟法196条、197条等）のであり、証人が自己の記憶に基づいて証言するに際し、証言にかかる事実に関し、真実であること又は真実と信ずることにつき相当の理由があることについて後に立証可能であるか否かをも同時に判断しながらでなければ証言することができないとすれば、民事訴訟における真実発見という上記趣旨目的に反する結果となることは明らかである。したがって、当事者による訴訟上の主張、立証活動の中で行われた主張や発言、証人尋問において証人が述べた証言が不法行為を構成すると判断することは、特に慎重を期す必要があり、当事者による訴訟上の主張、立証が違法であるというためには、当該主張、立証に事実に、法律的根拠がないことを知りながら、又は通常人であれば容易に知り得たのに、あえて主張、立証を行うなど、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くことが必要であると解するのが相当であり、また、証人の証言については、それが違法であるといえるためには、自己の経験に反する虚偽の事実を述べたと認定し得ることが必要であると解するのが相当である。

上記見地から本件をみるに、原告らと被告らの一部との間には、平成3年以来の日蓮正宗と創価学会との対立関係等を背景とした2件の先行訴訟において、互いに自己の主張事実の真実性を強調し、相手方主張事実の信用性を争うために、ときに人格攻撃とも受け取れる主張や証拠の提出が続けられ、

激しく争ってきた経過があり、また、被告渡邊と原告大草との間では、両者の確執を背景として、前同様の主張、立証が行われたことが認められるが、結局、本件全証拠によっても、本件盗聴が被告渡邊独自の行為であったのか、原告大草の指示によって行われたのかは、遂に確定し得ないというべきであり、被告渡邊が主張し、供述する事実、すなわち、本件各盗聴が原告大草の指示に基づくものであるとの事実が虚偽であったと断定することはできないのであるから、被告渡邊の上記主張、供述が原告らに対する不法行為を構成すると解することはできない。

(3) よって、その余の点について判断するまでもなく、原告らの請求は全て理由がない。

東京地方裁判所民事第41部

裁判長裁判官 松 本 光 一 郎

裁判官 鯉 沼 聡

裁判官 吉 野 俊 太 郎

これは正本である。

平成18年12月27日

東京地方裁判所民事第41部

- 124 -

裁判所書記官 津 野 隆

